

「竹槍でドンと突き出す二分五厘」考

—東海大一揆認識をめぐる支配と民衆—

茂木 陽一

はじめに

本稿の目的は、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という、よく知られている表現が、いつどのようにして出現し定着したのかについての経緯を明らかにすることである。

1876（明治9）年11月、茨城県下で貢納石代直段への不満から一揆が発生した。さらにそれが鎮定された直後の12月には、三重県下から始まり愛知・岐阜県下へも拡大した東海大一揆が発生した⁽¹⁾。年初来頻発していた士族反乱との結びつきを恐れた大久保らの政府首脳は、地租を地価の3%から2.5%に減額するという減租の構想をまとめ、1877年1月4日に詔勅として公布した⁽²⁾。これを見た当時の民衆は一揆の成果として減租の詔勅をかちとったことを諷して「竹槍でドンと突き出す二分五厘」とうたったというのが、この経過に關説した多くの論著が記していることである。

本稿は当時の民衆がうたったというとき、具体的に、いつ、どこで、誰が最初に諷したことなのか、あるいはその「ドンと突き出す」という表現が減租詔勅が出された後に刊行された新聞や雑誌、あるいは錦絵などのうちのどのような媒体に最初に出現したのかを、つまり出典を明らかにしようとするものである。

今日の近代史の概説書や中学・高校の多くの歴史教科書にこの表現は定着している。しかし、それらの論著をいくら点検しても典拠が明示されることはない⁽³⁾。

筆者は明治10年当時の民衆が「ドンと突き出す」とうたったことを示す事実はないと考えている。では、なぜ、いつ、誰が「ドンと突き出す」と記し始めたのか、そしてなぜ誰も疑うことなしにその表現が定着したのか。さらには、そもそも「当時の民衆」がこの一揆をどのように認識していたのか、という問題に答える必要がある。

結論を先にいようと、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」（以下「ドンと」と略す）という表現は、1946年1月27日、戦争中の沈黙から解き放たれ再建された歴史学研究会が開催した記念すべき総合部会での井上清報告「天皇制の歴史」において、なんらの史料的根拠を示すことなく初めて創造されたものなのである⁽⁴⁾。

筆者は「ドンと」表現がこの一揆の歴史的意義を表すのに当を得たものだと思ってきた。だから、当時の民衆がそう謳っていたということを示す具体的な資料を捜し続けてきた。し

かし、出典を探すために当時の新聞・雑誌資料や新聞錦絵などに当たった結果、当時の民衆が「ドンと」という表現を目にするには困難であったという結論に達した。実際に語られ、記録されたのは「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」(以下「ちょいと」と略す)であった。そしてこの表現こそはインパクトが弱いように見えても、一揆の歴史的意義を示す狂句であり、歴史教育や通史叙述に当たってはこの表現を用いるべきであると考える。

以上のような結論に至るために、本稿の分析は次の順序で行われる。

Iにおいては、1877年(明治10年)の減租の直後に「ちょいと」表現が出現し、それがその後の民間史学の展開の中で受け継がれていったことを明らかにする。

IIにおいては、新しい「ドンと」表現が、1946年に井上清によって作り出され、そして多くの研究者・教育者をまきこんで広まり、定着していった経過を明らかにする。

IIIにおいては、再度、「ちょいと」表現が民衆の一揆認識において持つ意義を明らかにし、今後この表現を使うべきであることの根拠を示す。

I 「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」考

(1) 明治10年における「ちょいと」表現の出現

減租詔勅を竹槍の力によるものとする表現が初めて記録されたのは、1877(明治10)年1月17日である。この日の朝野新聞の投書欄に、日本橋玉野天作の寄稿として次のような記事が掲載された。

○明治十年万歳ハ百年目」と素袍ハ風呂敷にし烏帽子はチョットさかさにして状差しなんぞはどでごんすとやらかし鼓のうら表は釜敷や土瓶しき調べの糸は蚊帳の釣手ときまたが真中の物はごろごろして胴も仕方がねエ」といふ一口咄しハ勝手方の早挿らへでゲス或る新聞に、竹やりの先キがあたつた二分五厘」といふのがあると聞きました 少こしふし立つて穩かでないやうだ」……日本橋 玉野天作⁽⁵⁾

ここでみる「竹やりの先キがあたつた二分五厘」というのが、現在確認できる最初に登場した表現である。しかしこれ自体玉野天作の創作ではなく、既に「或る新聞」に掲載されたものを紹介したのであるから、これ以前から、したがって詔勅が出された直後に竹槍と詔勅の関連を指摘した表現が喋々されていたことになる。ただ現在のところ、これ以前の新聞資料でこの表現を確認することはできていない。またここでの「先キがあたつた」という表現は「ふし立つて穩やかでない」と書かれているように、面白おかしいというより、一揆の激しさを想起させるものとしてとらえられている。

この朝野新聞の記事は全国で読まれたようである。2月18日の朝野新聞に次の記事が掲

載されている。

○去月二十七日月ニ乗ジテ友人二三名予ガ山房ニ来リテ……其ノ中一人机上ニアリシ新聞ヲ見テ、竹槍ノ一句殊ニ感嘆セラレ座中ニ示シテ曰ク、今夕集会ノ興ニ此ノ句ヲ長題ニシテ四五ノ二句ヲ案ゼバヤト遂ニ各々筆ヲ採ルコトハナリヌ
竹槍ノ先カ当リタ二分五厘

タチマチ妙ノキキシ御療治 余所ノ目カラモ痛ク三重県 美濃尾張トモ知ラヌ暴徒等 突キモツキタリ止メモトメタリ 強キイタミモナキ賦税ナリ

陸奥 澤恐山⁽⁶⁾

ここでは、「竹槍ノ先カ当リタ二分五厘」を長句として七七の短句を参会者が次々に点じていくという連句の形式がとられているが、この記事で、「机上ニアリシ新聞」の「竹槍ノ一句」が「竹やりの先キがあたつた二分五厘」を指すことはまちがいない⁽⁷⁾。

朝野新聞の記事に続いて、1月23日の東京日々新聞の論説の中に次のような記述がみられる。

…改革ノ原由ハ農民ニ在リト是レ改革ノ形跡ニ就テ近因ヲ皮相スルノ説ナリ未ダ其ノ原由ヲ洞察スルノ評ニ非ザルナリ若シ此ノ説ヲ以テ直ニ原由ヲ得タリト云ハバ其ノ所見ハ現時某ノ滑稽者流ガ「竹槍でちよいと突き出す二分五厘」ト云ヒシ恢諧と何ソ異ナランヤ……⁽⁸⁾

ここでは、減租詔勅の原因が一揆蜂起にあるとするのは皮相な見方で、そのような見方は、滑稽者流によって「竹槍でちよいと突き出す二分五厘」と語られる恢諧、つまり冗談ごとと同じことである、と述べられている。

現時点では、減租詔勅と竹槍の関係を表現した狂句の類で記録されているのは、以上の「竹やりの先キがあたつた二分五厘」および「竹槍ノ先ガ当リテ二分五厘」と「竹槍でちよいと突き出す二分五厘」の三点である⁽⁹⁾。そして、「ドンと」表現が出現するまでは、このうちの「ちよいと」表現が受け継がれていくのである。

(2) 民間史学における「ちよいと」表現の継承

1877年以降、「ちよいと」表現は歴史叙述の中に現れてこない。しかし、十数年が経過してこの一揆と減租詔勅の関係を「竹槍」の一句で示そうとした歴史家が現れた。竹越与三郎である。竹越は1892(明治25)年刊行の『新日本史』中巻で、「…人民叛乱の気象は至る所

に勤々たりしかば、暫くこれを鎮安せんがため、明治十年一月の政事の初に於て、詔を下し地租を減じて二分五厘となし、……時人これを嘲って『竹槍でチョッと突き出す二分五厘』という。」⁽¹⁰⁾と記している。

竹越も出典は示さず、「ちょいと」から「チョッと」へと若干の変化はあるが、「時人これを嘲って」とあるように、東京日々新聞の論説の記事の恢諧がもとになっているのは間違いないと思われる。

竹越に続いて坪谷善四郎も1893年刊行の『明治歴史』下巻において「當時狂句あり曰く竹槍でチョイと突き出す二分五厘と蓋し巧くみに当時の実情を穿ちたるものとす…」⁽¹¹⁾と記している。「チョッと」と「チョイと」と、微妙なズレはあるが、これもまた東京日々新聞の記事がもとになっている記載だといえるだろう。

1892、93年に、相次いで「ちょいと」表現が出現したのは、1890年の第一回総選挙とその後の帝国議会における民党の活躍に影響されたとみるべきである。というのは、1877年に「ちょいと」表現が新聞紙面に出現して以後、この時期に至るまで一揆と減租の関係をこの「ちょいと」表現を用いて叙述した論著は確認できないからである⁽¹²⁾。

時代は下るが、1929（昭和4）年に三宅雪嶺は「同時代観」において、「…尚ほ地方費は正租の五分一を超過すべからずとの布告あり。世間に『竹槍でちょいと突き出す二分五厘』といふが如き川柳の出づ。」⁽¹³⁾と記している。さらに後年の1945（昭和20）年、徳富蘇峰は『近世日本国民史』第九五巻「西南役緒編」において「…政府も此の農民の示威運動には、頗る当惑し、遂ひに明治十年の首に至りては、地租三分を二分五厘に減ずるの布令を発するに至った。当時の川柳に、『竹槍で一寸突き出す二分五厘』とあるは、正しく其の現状を道破したるものであった。」⁽¹⁴⁾と述べており、三宅の川柳表記を踏襲しつつ「ちょいと」表現を用いている。明治史について触れた史書のほとんどが天皇の恩澤による減租という記述に終始する中で、竹越・坪谷・三宅・徳富といったアカデミズムによらない在野の民間史学者達によって「ちょいと」表現は継承されていったのである。

（3）地域史研究への「ちょいと」表現の広がり

明治・大正期の民間史学において受け継がれた「ちょいと」表現は、1920年代になって茨城一揆、東海大一揆が展開した茨城県や三重県の地域史研究に波及していく。

茨城県においては、1924（大正13年）に塙泉嶺が、茨城県真壁郡一揆の鎮定解散について述べる中で、「当時の落首に曰く 竹鎗の先で突出す二分五厘」⁽¹⁵⁾と記している。「竹槍の先で突出す」となっており、「先が当りテ」と「ちょいと突き出す」を合成した表現だと思われるが、やはり出典は記されていない。さらに1937（昭和12年）には、高井良水が「またこの一揆が、いかに民間にもてはやされたかは、様々な落首、狂句の類が流布されたこと

によっても、その一斑を知り得る。石島信吉の戯作と称せらるるものに、左の二つがある。竹槍に一寸さはつて二分五厘。押せ押せ（小瀬々々）と小舟に積み而岩の間に舵取り損ね首を捨松⁽¹⁶⁾と記している。ここでは、「一寸さはつて」となっており、「突き出す」ではなかった。また、高井はこの戯作の作者を石島信吉としているのであるが、それを裏付ける記録は示されていない⁽¹⁷⁾。

三重県地域史研究で「ちょいと」表現を見るのは、1927（昭和2）年に刊行された柴田厚二郎『鈴鹿郡野史』が最初である。そこでは「○明治十年（二五三七年）一月、地租改正シテ地価ノ二・五%トナス道傍ニ狂句アリ『竹槍でちょっと突き出す二分五厘』コレナリ」⁽¹⁸⁾と、道傍の狂句として「ちょっと突き出す」の表現を紹介している。

ついで1941（昭和16）年に、近藤謙蔵が「本県暴動と前後して茨城県下にも同一の暴民蜂起せしにより、政府は実情を調査し明治十年以後地租率を地価の百分の二個半に減ぜられたり（為に「竹槍でちょっと突出す二分五厘」ナドノ狂歌ヲ賦セシモノアリシトゾ）」⁽¹⁹⁾と記している。ここでは、「狂歌」と表現しているが、「狂句」の誤りであろう。近藤も出典を明らかにしていないが、柴田の著書を参考にしていた可能性はある。これ以外では、戦前の三重県地域史研究の中に「ちょいと」表現を探るものは確認できない。

（4）平野義太郎と「ちょいと」表現

1930年代以降展開される日本資本主義論争の中で地租改正の性格付けは重要な論点であったが、平野義太郎は地租改正反対一揆の意義を高く評価し、その関連で「ちょいと」表現を探ることになった。

1932年の時点では、平野は「明治十年の『減租』を余儀なくさせたのは、この二大一揆の運動によるものであるから、『減租』を西南戦争に対する士族奉制策とのみみる見解（服部、明治維新史一五三頁）と本文とは異なる。」と述べるにとどまっていた⁽²⁰⁾。しかし1934年には「明治十年の『減租』を余儀なくさせたのは、この二大一揆の運動によるものであるから、『減租』を西南戦争に対する士族奉制策とのみみる見解と本文とは異なる。なお『竹槍で一寸突き出す二分五厘』の本一揆については、明治九年十二月、十年一月の『東京日々新聞』、また『伊東公全集』第三巻七六頁、『田健次郎伝』をみよ。」（傍点茂木）⁽²¹⁾と記している。「竹槍で一寸突き出す」以下の傍点部分が追加されているのである。平野はこの2年間に茨城県地租改正反対一揆と東海大一揆に関する研究を深めた結果、「ちょいと」表現に到達したといえる。そして、平野の研究で特筆すべきなのは、「一寸突き出す」という表現について明治10年1月の『東京日々新聞』を出典として明示したことである。平野が参照したのは、前述した明治10年1月23日付の『東京日々新聞』の論説であることはまちがいない。

このように平野によって強調された民衆闘争の積極的意義とその象徴としての「ちょいと」

表現は、戦後変革期になると他の講座派論者達によっても共有されていく。

服部之総は 1949 年、「明治初年の農民一揆でその目的を政治的に貫徹したものはおそらくこのワッパ事件のほかには明治九年の、『竹槍でちょっと突き出す二分五厘』と言われた三重・茨城両県の地租改正一揆くらいのものであろう」⁽²²⁾と、ワッパー揆と並ぶ大きな成果を上げた農民闘争として東海大一揆に高い評価を与え、平野によって提供された「ちょいと」表現を採用している。

また、羽仁五郎も 1950 年に、「明治天皇政府が一八七三年に定めた地価の百分の三の地租を百分の二分五厘に軽減せざるを得ないこととなつたとき、日本人民はこれを“竹槍でちょっと突き出す二分五厘”と云つた。」と書いている⁽²³⁾。

II 「竹槍でドンと突き出す二分五厘」考

(1) 「ドンと突き出す二分五厘」の出現と定着

①1946 年 1 月の「ドンと」表現の登場

こうして平野義太郎を始めとして、服部之総や羽仁五郎ら戦後の論壇をリードした講座派の論者たちが「ちょいと」表現を取りつつあったまさにその時、「ドンと」表現が唐突に出現することになる。

1946 年 1 月 27 日、歴史学研究会総合部会において英・仏・独・露の君主制と、古代から現代に至る「天皇制」に関する、11 名の会員による講演会が開催された。1945 年初頭に活動中止を余儀なくされた歴史学研究会が「人民のただなかから歴史科学を樹立する新しい方針」⁽²⁴⁾のもとで再出発をした最初の本格的な取り組みであった。井上の報告「天皇制の歴史」はその中心であったが、その中で井上は次のように述べている。

…九年、三重地方を中心に美濃尾張にまで波及した農民一揆、茨城の一揆等は、政府をして終に地租を地価の百分ノ三よりニ・五に減ぜしめ、人民の間に竹槍でドンと突き出す二分五厘ともてはやされた。…⁽²⁵⁾ (傍点茂木)

現在筆者が確認できた限りでは、「ドンと突き出す二分五厘」という表現が採られた最初が、この井上清のものである。しかし、井上はこの出典を示していないし、平野義太郎や民間史学の論者によって使われていた「ちょいと」表現との比較も行っていない。

井上の戦前・戦中の著述にこの表現につながるものは確認できない。また、井上が師事した羽仁五郎も『日本人民の歴史』を書くまでは、「ちょいと」表現さえ使っていないから、「ドンと」表現は戦後になって井上が初めて「創出」したものであることは間違いないだろう。

井上が、「ちょいと」表現があるのをうっかり忘れ、思い違いで「ドンと突き出す」と記

したとは思えない。なぜなら、井上は戦前のブルジョワ史学の中でも竹越与三郎の『新日本史』について非常に高い評価を与えていたから、その中で出てくる「ショッピングで突き出す二分五厘」を失念する可能性は低い⁽²⁶⁾。また、自由民権運動や地租改正を基軸に明治維新史を描いていた井上が、平野の記述を知らなかつたことも考えにくい。とするならば、井上はいわば確信犯的に「ドンと突き出す」という表現を創出した可能性が高いと思われる。ではなぜそのような捏造まがいの行為をしたのであろうか。

井上は、敗戦直後から発表してきた歴史教育に関する著述をまとめて、1949年に『歴史教育論－社会科の根本問題－』を刊行しているが、その中で彼は、革命的人民を育成することを現代史教育の任務としてとらえ、革命・変革のために人民の団結と組織化をすすめることへの確信を持たせるような教育の必要性を唱えている。そのために歴史的事実を知るだけの態度に対して激しい批判を行い、現代史教育の目標として三点を挙げるのだが、その第一に「変革、革命を恐れるのではなく、それに向かって少年を鼓舞するものでなければならない」と主張した⁽²⁷⁾。ここから、「ドンと突き出す」を確信犯的に作り出す正当性が導き出されたのではなかろうか⁽²⁸⁾。そしてまた、この表現こそ史論家としての井上清の天才的な創造物といえるだろう。

②『日本の歴史』編纂と井上清の活躍

井上は1946年1月に「ドンと」表現を創出したのであるが、その後2年程の間はこの表現を探ることがなかった。

文部省は1946年9月に『くにのあゆみ』を発行した。これに対して歴研や民科歴史部会による研究者達からは激しい批判が加えられた。井上清も1947年6月に、『くにのあゆみ批判』を刊行している⁽²⁹⁾。しかし、そこには「ドンと」表現は見られない。ところが、1950年5月に刊行された『日本の歴史－増補くにのあゆみ批判－』の中では、「……政府はろうぱいして、地租を三分から二分五厘に下げた。民衆は『竹槍でドンとつき出す二分五厘』との勝利をうたった。……」⁽³⁰⁾と記している。1947年の段階では、文部省の『くにのあゆみ』の構成をなぞりながら、その記述の問題点や人民的立場に立った時につけ加えるべき論点を提示するというものであったのを、1950年の増補版では『くにのあゆみ』にとらわれず自由に書き直した。その結果「自由民権」の項目がつけ加えられ、その中で「ドンと」表現が使用されたのである。

また、井上は、1948年5月にナウカ社の社会科学講座で行った講義をもとにして、同年12月に『日本歴史』を刊行しているが、その中では茨城一揆や東海大一揆に触れることはなく、「ドンと」表現も示していない⁽³¹⁾。しかし、後述するように1949年1月に刊行された『日本女性史』以降になると、井上はほとんどの著書で「ドンと」表現を探っている。これ

らからすると、井上自身においても 1946 年初から 1948 年末までの間に「ドンと」表現を歴史叙述に位置付けていく大きな転換点があったといえる。

その転換点は民科歴史部会・歴史学研究会『日本の歴史』の編纂過程にあったと思われる。同書には「地租軽減をのぞんで三重（ミエ）県、愛知県、岐阜（ギフ）県いったいにひろがったもの、おなじ年、茨城（イバラキ）県にひろがったものは、ひじょうに強かった。政府はしかたなく、地租を 100 分の 2.5 にへらした。当時の人びとはこれを見て、『竹やりでどんとつきだす 2 分 5 厘』といった」⁽³²⁾という記載があるのだが、民科歴史部会と歴史学研究会の共同編集にかかるこの本は、もともと、『くにのあゆみ』に対抗して「人民の立場から正しい日本史のテキストをつくって、日本の民主化に役立て」るための新制中学校用の日本史教科書として書かれたものだった。ところが文部省が日本史の教科書検定を受理しなかつたため、やむを得ず一般書として刊行されたものである⁽³³⁾。

実際に原稿が作成されたのは 1948 年 2 月から 5 月の時期で、執筆者・助力者は、阿部真琴、石母田正、伊豆公夫、井上清、江口朴郎、岡本三郎、小沢圭介、川崎庸之、高橋磧一、藤間生大、遠山茂樹、永原慶二、野原四郎、林基、松島栄一、松本新八郎、三島一、山口啓二、和島誠一、片岡並男、木村清の 21 名であった。全体をとりまとめるプロデュース役は当初山口啓二だったが途中から井上清が担っているので、「ドンと」表現も井上のイニシアティヴによるものとみてよいだろう。同書の「おわりに」には「書き上げられた原稿は複写にして小委員会で検討し、さらにこれをプリントにして、全員で検討して書き改めた…」とあるから、井上の提供した「ドンと」表現は執筆者・助力者によって共有されることになった。そして、この執筆グループのメンバーによって、「ドンと」表現の普及が押し進められていったのであるが、その先頭に立ったのは、いうまでもなく井上清であった。

井上は 1949 年以降、精力的に発表した諸著作においてこの「ドンと」表現を使い続けた。1948 年末に完成し、49 年 1 月に刊行された『日本女性史』の中では「一八七六年、三重、愛知、茨城の各県に大一揆がおこり、地租を引き下げよと要求した。あわてた政府は二分五厘にへらすほかなかった。人民はこれを、『竹槍でどんとつき出す二分五厘』といったが、これも小作人には、とりたてて利益にもならなかつた。」⁽³⁴⁾と記している。

井上は、1949 年中に、全遞東北地方労働学校での講義をもとにした『亡びゆく社会と生まれくる社会』⁽³⁵⁾、日本民主主義文化連盟が開催した「人民大学」での「革命史」講座をもとにした「日本の革命」⁽³⁶⁾の中で、それぞれ「ドンと」表現を探っている。1950 年には前述したように『くにのあゆみ批判』増補版で「ドンと」表現を採り、1951 年の「自由民権運動」では「時人これを『竹槍でどんと突き出す二分五厘』とうたつた。大衆が自分自身の力にはつきりした自信をもってきた」と記した⁽³⁷⁾。このように井上は、「ドンと」表現を創出した後、2 年間のブランクを経て、1948 年の民科・歴研共編の『日本の歴史』編纂をステップ

ボードにして、明治維新史や歴史教育に関わる著作、さらに直接に労働者大衆を啓蒙する労働学校や人民大学でこの表現の普及に努めていった。

③1949年以降の「ドンと」表現の普及

井上清に続いて「ドンと」表現を採ったのは高橋磧一であった。高橋は1948年9月、「日本史の学習指導」の中で「やがて地租百分の三を百分の二・五に引下げる猛運動に成功し、『竹槍でドンと突き出す二分五厘』としばしの凱歌をあげるに至る…」と書いた⁽³⁸⁾。この論稿の中で高橋は、近々に刊行される予定の『日本の歴史』を読むことを強く勧めているが、『日本の歴史』執筆過程で学んだ「ドンと」表現を早速に採り入れたのである。

高橋はさらに、遠山茂樹、石母田正との共著で1949年4月に刊行された『世界の歴史 IV 日本』の中で「この結果地価百分の三の税率を二分五厘に減ずる旨の詔書が出た。当時の人は『竹やりでどんとつき出す二分五厘』とうたつた。地租軽減の原動力はまさに『竹槍』にあった」⁽³⁹⁾と記した。高橋・遠山・石母田は三名共に『日本の歴史』の執筆メンバーであり、同書のあとがきに「歴史を人民大衆のものとする。この目的にはげまされ、多くの学者の貴重な業績に助けられてわれわれはいま本書を世に贈る」と書かれていることからして、井上の著作に学んでいることはいうまでもない。この「ドンと」表現が高橋の執筆にかかるのか、遠山によるものなのかは明示されていないが、高橋はその後も1953年7月に今井譽次郎との共著の「日本歴史の学習指導細案」において、「自由民権」の学習指導内容の四点目として、高率地租への不満が一揆となり、自由民権運動へつながっていったことを示し、その指導上の注意として「政府をして地租の税率を地価の百分の三から百分の二・五に引き下げさせ、闘争に勝った。当時の人々は『竹槍でどんとつきだす二分五厘』とうたつた。」と記しているし⁽⁴⁰⁾、同年に彼が主導して編纂・刊行した『教師のための日本歴史—展開と資料—』においても、「士族の反乱と農民の反抗どちらが政府にとっておそろしかったか。」という課題への解答として「竹槍と士族 政府は千八百七十六年、地租を減じている『竹槍でどんとつき出す二分五厘』……」と「ドンと」表現を示している⁽⁴¹⁾。

他方遠山は、この後1954年に「ついに一八七六年（明治九年）地価百分の三の税率を二分五厘に引下げたのでした。当時の人々はこれを「竹槍でどんとつき出す二分五厘」とうたいました。」と書くまでは「ドンと」表現を使っていない⁽⁴²⁾。そこからすると、井上に続いて「ドンと」表現を普及させていったのは、歴史教育の分野を中心とした高橋の活動によっていると見て良いだろう。

「ドンと」表現は、『日本の歴史』執筆メンバーであった林基によっても普及させられていく。1953年6月、林は「三重・愛知大一揆、茨城石塚暴動を含む一六件の一揆を爆発させ、ついに地価三パーセントの地租を二・五パーセントに引下げさせるのに成功している。

『竹槍でどんと突き出す二分五厘』とうたわれたこの大闘争を境にして……」⁽⁴³⁾と記し、その後 1955 年の「百姓一揆研究史おぼえがき」の中でも「ドンと」表現を探り、百姓一揆研究の分野での普及に貢献していった⁽⁴⁴⁾。

1952 年になると「ドンと」表現は、『日本の歴史』執筆メンバー以外の研究者にも波及していった。それは、井上晴丸である。1952 年 9 月、井上晴丸は「地租改正と殖産興業」の中で「『ドンとつき出す二分五厘』と謳われたように、明治政府は九年十一月の茨城県真壁郡の騒擾、つづいて十二月の伊勢暴動の巨大な衝撃をうけた時に…」⁽⁴⁵⁾と記した。さらに、1953 年刊行の『日本農業発達史』第一巻においても「…伊勢暴動の後一ヶ月とたたない一八七七年（明治一〇）一月、政府は急遽詔勅をもって、地価百分の三を百分の二・五に引き下げるの挙に出でざるをえなかつた。世に『竹槍でドンと突き出す二分五厘』と謳われたのがこれである。」⁽⁴⁶⁾と記している。井上晴丸によって継承された「ドンと」表現はそこからさらに三重県地域史研究に枝分かれしていくことになる。

井上清の播いた種は農民運動史の分野でも実っていた。井上清と深谷進の共著で 1954 年刊行の『物語 日本の農民運動』は「農民はこの勝利を『竹槍でどんとつき出す二分五厘』とうたつた。大衆が自分の力にはっきりした自信をもつたのである。」と記した⁽⁴⁷⁾。この著作の影響を受けて「ドンと」表現を探ったのが青木恵一郎である。青木が 1948 年に刊行した『日本農民運動史』の中では彼は東海大一揆や竹槍表現を記すことはなかった⁽⁴⁸⁾。しかし、青木はその後 1949 年からさらに本格的な研究をすすめ、その成果として 1958 年に『日本農民運動史』第二巻を刊行した。そこでは、太政類典や当時の曙新聞の記事などに当たりながら、東海大一揆の詳細な叙述をおこなった上で、「…ひいては三県下にわたる『ドンと突き出す二分五厘』の俚諺で名だかい農民大蜂起の発端をなすにいたつた。ここでいう『ドンと突き出す二分五厘』とは、農民が流血も辞さずに立ち上がって、天皇政府をして三分の税率を二分五厘に引き下げさせた、そのことを指すものであった」⁽⁴⁹⁾と記すに至った。青木は、「ドンと突き出す二分五厘」を三重県下にわたる俚諺と認識しているが、その根拠を示すことはない。同書には、「ドンとつきだす二分五厘の来由」と題した項目があるが、そこでも出典については述べる所がないが、井上らの著作に触れて「ドンと」表現を探ったのは間違いないと思われる。

④明治百年批判と「ドンと」表現の定着

1966 年 9 月、中央公論社から刊行された『日本の歴史』の第 20 巻「明治維新」で、井上清は「このいわゆる伊勢暴動は、百姓一揆と名付けるべき形態と水準の農民闘争の最高峰をなしていた。……農民はそれを評して『竹ヤリでドンと突き出す二分五厘』といった…」と記した⁽⁵⁰⁾。

当時のベストセラーになったこの中公版『日本の歴史』に「ドンと」表現が掲載されたこ

とは大きな影響をもたらしたと思われる。というのは、それ以前の市民向けの通史では、いずれも「ちょいと」表現が記されているからである⁽⁵¹⁾。

1968 年に刊行され市民や学生の近代史認識に大きな影響を与えた遠山茂樹の『明治維新と現代』にも「地価百分の三の地租を百分の二・五に減じた。『竹槍でドンと突き出す二分五厘』」と記されている⁽⁵²⁾。遠山は、前述したように 1954 年刊行の『近代日本の歴史』以後、竹槍表現は使っていなかったのだが、1964 年になって再び「竹槍の力が、木戸・大久保を憂慮させ、この英断をとらせたのである。『竹槍でドンと突き出す二分五厘』」⁽⁵³⁾と書いて以降は、「ドンと」表現に移っていたのである。

このように、1968 年を前後するこの時期には、政府による明治百年奉祝キャンペーンに対抗して民衆的視点から近代史を描こうとする近代史研究者の積極的なアプローチが見られ、その影響から歴史関係図書の出版のみならず、新聞や雑誌の特集記事の中にも東海大一揆の記載が多数出現し、その中で市民の歴史認識に「ドンと」表現が一般化・定着化していくのである。

（2）地域史研究への波及と定着

①三重県地域史研究に見る「ドンと」表現

三重県地域史研究において「ドンと」表現が登場するのは、1954 年である。この年和崎皓三は「伊勢農業史序説」の中で、「伊勢暴動は、勃発の前月、茨城県真壁郡にまきあがった騒擾とともに、明治十年ついに地価百分の三を二個半にせしめた。世にいう『竹槍でどんとつきだす二分五厘』と諷された狂歌こそは、いみじくも言い当てたものといえよう。」と記した⁽⁵⁴⁾。和崎自身は三重県内の研究者ではなかったが、和崎によって三重県地域史との関連で「ドンと」表現が登場すると、その年内に三重県内でも「ドンと」表現が出現する。当時、県立亀山高校の教員であった筑紫申真は、「伊勢国の百姓一揆」の中で、「このような準備の上に有名な明治九年の伊勢暴動が起る。『竹槍でどんとつきだす二分五厘』の成果を挙げたこの一揆は…」⁽⁵⁵⁾と記した。三重県在住の研究者による「ドンと」表現の最初のものである。続いて、県内の研究ではないが、1955 年に謄写印刷で刊行された『三重県農民運動史調査報告』の中に「減税は三重の、否日本全国の農民の尊い犠牲によって克ちとられた勝利であった。だから彼等は『竹槍でドンと突き出す二分五厘』と、勝利の唄を声高らかに歌いはやしたのである」という記述がみられる⁽⁵⁶⁾。

その次に「ドンと」表現が現れるのは 1961 年のことであった。この年刊行された三重県地域史研究のすぐれたガイドブックである『三重県地方史研究備要』の中で大林日出雄が「世人をして『竹槍でドンとつき出す二分五厘』と唄わせた」と記したのである⁽⁵⁷⁾。

しかし、同じ 61 年に大山峻峯は『『竹槍でグッとつき出す二分五厘』と当時歌となった伊

勢農民の血の犠牲は、政府への警鐘となり…」⁽⁵⁸⁾と「グッとつき出す」という表現を採っていたし、1963 年の『多度町史』においては「……当時の落首に 竹槍でちょっと突き出す二分五厘」⁽⁵⁹⁾と書かれているように、1960 年代前半までは「ドンと」表現が定着しているとはいえない状況であった。

状況が大きく変わってくるのは 1967 年以降である。表は、三重県内で発行された自治体史を中心とした刊本で東海大一揆と減租についての記述のある 1916 年から 2001 年迄の 62 冊について、「ちょいと」表現、「ドンと」表現の有無の 5 年毎の数値を示している。見るとおり、1960 年代までは併用されていた「ドンと」表現と「ちょいと」表現は、1970 年代以降「ドンと」表現一色になつていった。

表 三重県郷土史・自治体史における竹槍記載

期間	一揆記載	内ちょいと	内ドンと
1915～	3		
1920～	1		
1925～	1	1	
1930～	2		
1935～	1		
1940～	2	1	
1945～	1	1	
1950～	1		
1955～	6		
1960～	4	1	1
1965～	6		3
1970～	3		1
1975～	4		4
1980～	8		6
1985～	7		7
1990～	3		3
1995～2001	9		7
合計	62	4	32

注 1) 数値は三重県内で刊行された著書の点数。

注 2) 雑誌論文・新聞記事は含まない。

その転換に大きな影響を与えたのは、1967（昭和42）年4月23日付の朝日新聞東海版に連載された「東海の百年」第16回の「伊勢暴動」という記事である。その中で「『竹ヤリでドンと突出す二分五厘』と、民衆はうたった。」⁽⁶⁰⁾と記されているが、この連載記事は明治百年に関連した企画であり、この時期には各新聞の地方版にその地方の近代百年史の通史が企画記事として登場していた。そういう企画記事を通じて、「ドンと」表現もまた市民の歴史認識の中に普及・定着することになる。

三重県では、一揆と減租を結びつける著作の増加と「ドンと」表現への収斂が関係し合いながら生じている。それは自治体史の刊行が本格化する時期とも重なっている。つまり、近代史叙述や歴史教育での「ドンと」表現の定着が、地域史研究においても自治体史編纂の中の通史記述に採り入れられ、それがさらに他の自治体史や通史叙述の参考とされることによって「ドンと」表現が普及・定着していったということである。

②茨城県地域史研究に見る「ドンと」表現

茨城県地域史研究で「竹槍」表現が現れたのは1924年であった⁽⁶¹⁾。戦後は久しく「竹槍」表現は見られなかつたが、那珂郡一揆参加者に対する顕彰運動は続いていた⁽⁶²⁾。

1973年、『茨城県の歴史』の中で、「その後政府は、竹鎗でちよいと突き出す二分五厘」とうたわれたように、明治十年一月、地租を地価の百分の三から百分の二・五に引き下げたのである。」として、「ちよいと」表現が採られ⁽⁶³⁾、翌年刊行された『茨城県史料近代政治社会編Ⅰ』の解説の中でも、「一揆の中心だった上小瀬村に伝わる落首に『竹鎗に一寸さわって二分五厘』とある。落首はこの一揆が農民にもつた意味を端的に示しているといえよう。」⁽⁶⁴⁾と記されているように、ここまで「ちよいと」表現が先行していた。

1974年、筑波東中の教員であった斎藤茂は「地租改正反対真壁一揆」の中で、「農民は『竹槍でドンと突き出す二分五厘』とうたい自信を強めた」と書いた⁽⁶⁵⁾。これが茨城県地域史研究における「ドンと」表現の初出である。「ドンと」表現は、その後、多くの自治体史での記述を通じて普及していった⁽⁶⁶⁾。しかし、茨城県ではその後も「ちよいと」と「ドンと」は併存していく。その結果、高井良水の『小瀬一揆録』のように、「ちよいと」表現と「ドンと」表現を併記するものも現れている⁽⁶⁷⁾。この点、1970年代以降「ドンと」一色になった三重県地域史研究との落差が存在する。

（3）歴史教育への波及と定着

井上・高橋によって先鞭がつけられた「ドンと」表現が歴史教育の現場に普及・定着していくのは、地域史研究への普及よりかなり早い時期からのことだと考えられる。というのも、亀山高校教員であった筑紫申真や、筑波東中学教員であった斎藤茂の例からもわかるように、

それぞれの地域史研究の中で「ドンと」表現を最初に導入するのはおおむね中学・高校の教員であり、歴史教育から地域史研究への「ドンと」表現の伝播という流れが見いだせるからである。

中学・高校の社会科・日本史教科書にいつ頃から「ドンと」表現が現れたのかを見てみると、高等学校日本史の教科書では、巻末に掲載した別表2「高等学校日本史教科書に見る一揆表記」に見るようすに、1955年、実教出版発行の『高校日本史』に「77年1月地租を5厘軽減して地価の2分5厘とした。『竹槍でどんと突き出す2分5厘』とうたい、民衆はしだいに自己の力に自信を持つようになった。そして自由民権運動はようやく直接にこの民衆と結びつき始めた。」と記されたのが最初であった⁽⁶⁸⁾。その後、実教出版に續いて「ドンと」表現を採用したのは1987年の清水書院である⁽⁶⁹⁾。この後1980年代後半から各出版社の教科書に次々と「ドンと」表現が採用されていき、1990年代後半には主要な教科書のほとんどに「ドンと」表現が定着するに至った⁽⁷⁰⁾。

中学校社会科歴史的分野の教科書においては1962年刊の帝国書院『中学社会科歴史』で「『竹やりで一寸つき出す二分五厘』という川柳はこの時のものである。」と記されたのが竹槍表現の初出であり、当初は「ドンと」表現ではなかった⁽⁷¹⁾。「ドンと」表現が初めてあらわれたのは、1966年、同じ帝国書院の『中学社会科歴史初訂版』であった。「ちょいと」表現を採った教科書の4年後の改訂版において、同じ編者によって「<<竹槍でどんとつき出す二分五厘>>という川柳はこのときのものである。」と「ドンと」表現への移行が果たされたのである⁽⁷²⁾。

その後、1970年代には各社の教科書に「ドンと」表現が掲載されるようになり、高校日本史教科書への定着に先駆けて1980年代前半までに中学校社会歴史的分野の教科書では「ドンと」表現が定着していった⁽⁷³⁾。

しかし教科書での「ドンと」表現は、2006年以降、大きく後退していく。特に1987年以来、「ドンと」表現を探ってきた大阪書籍の中学校社会科歴史教科書の地租改正についての記述が、2005年検定・2006年刊行のものでは大きく変更され、「ドンと」表現も消えることになった⁽⁷⁴⁾。この時の改訂に際して、多数の中学校歴史教科書から従軍慰安婦の記述が引っ込められたことは記憶に新しいが、教科書の変質はそれにとどまるものではなく、歴史における民衆の能動性の表現もまた後退させられているのである。ただ、幾つかの中学校・高等学校の教科書での「ドンと」表現は2013年現在でも続いている⁽⁷⁵⁾。

III 「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」再考

(1) 東京日々新聞と郵便報知新聞の論戦

以上見てきたように「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という表現は明らかに戦後の民主

的歴史研究が開始される中で作り出されたものであり、明治 10 当時の民衆が語っていたものではなかった。東海大一揆が発生し、減租の詔勅が出された時点で、実際に語られ、記録されていたのは「竹槍の先キがあたつた二分五厘」と「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」とであった。

他にも類似の表現が語られ、新聞・雑誌などに記録されていた可能性がないとは言えないが、それらの表現の中に「竹槍でドンと突き出す」という一揆の力強さを誇示するような表現があったとは考えにくい。

しかし、力強さが感じられないからといって、我々が「ちょいと」表現を否定的にとらえる理由にはならない。「ちょいと」表現は、当時の民衆が一揆を肯定的にとらえようとする時になし得る最大限の表現であったことについて、以下検討してみたい。

前述した通り東京日々新聞の主張は、「ちょいと突き出す」などという表現は、改革=減租の原因を農民=一揆にありとするものと同工であるとした上で、そのような減租=一揆原因論を「皮相スルノ説」であるとして否定し、減租は一揆とは関係無しに天朝政府の恩恵として布達されたものだということにあった。

この東京日々新聞が批判する「皮相スルノ説」、すなわち減租=一揆原因論を主張していたのは、郵便報知新聞であった。1月 20 日の同紙の社説「改革論」は、一揆が直接に減租やそれに続く政府機構改革を要求したのではないとしても、結果として一揆が原因となって、それらの改革がもたらされたのであるとして、次のように述べている。

政府ハ即チ農民ノ疾苦ニ刺衝セラレ大ニ奮發スル所アリテコノ改革ヲ挙行セルナリ若シ果シテ然ラハコノ改革ハ是レ農民ノ刺激ニ由リテ生シタルニ非スヤ…試ニ見ヨ我国農民ノ意想力政務上ニ関係シタルコトアリヤ古ヨリ政途上ニ現ハレタル変換ニ就テ詳細歴史ヲ検閲シ去レ何物ノ人民カ果シテ其意想ノ發現ヲ政務ノ上ニ見ルコトアル建國以来二千余年ノ間農民ノ意想ヲ俄然政務ノ上ニ写影スル斯ノ如キヲ見サルナリ⁽⁷⁶⁾

ここでは一揆の歴史的意義を、「建国以来二千余年ノ間農民ノ意想ヲ俄然政務ノ上ニ写影スル斯ノ如キヲ見サルナリ」という状況が一揆によってついに突破されたのだというところに見ていた。一揆の持つ歴史的意義を評価しようとした郵便報知のこの主張への対抗として東京日々の議論は組み立てられているのである。さらにいえば、郵便報知の社説は、その二週間前に掲載された東京曙新聞の社説に対する反論として執筆されたものである。

1月 6 日の東京曙新聞の社説は減租の詔勅は天皇が地方の衰退を憐れむ仁徳天皇と同様の徳化だと主張した上で、次のように述べる。

…斯ノ如キヲ以テ我輩ハ決シテ今回ノ減租ヲ以テ人民一揆ヨリ原由シ来レリトセス
唯々 陛下カ深ク兆民ノ疾苦ヲ愍マセラルヨリ無理ニモ用度ヲ節減シテ人民ニ潤沢ヲ
及ホサルルノ 聖旨ナリト確信シ…⁽⁷⁷⁾

ここに見るように、減租の詔勅を引き出したのは一揆の力であるという「妄測」を排除するため、天皇の仁慈をその対極に置いて、「決シテ今回ノ減租ヲ以テ人民一揆ヨリ原由シ来レリトセス」という論陣がいち早く曙新聞によって張られていたのである。

このように見てくると、減租の詔勅は当然に多くの民衆に一揆の成果として受け取られていた。そのことの当然の表現として「竹やりの先があたつた二分五厘」とか「竹やりでちょいとつきだす二分五厘」という狂句が流布していたのだが、それを否定するために曙新聞や東京日々新聞は減租の原因を天皇の仁慈にすり替えるキャンペーンを張り、民衆の意識の側に立ちつつ一揆の歴史的意義を強調しようとする郵便報知新聞との間の論争が展開されていたのである。

とするならば、東京日々新聞の論説子が語るように「ちょいと」表現こそが天皇の仁慈を強調するキャンペーンへ対抗する民衆的表現に他ならなかつたと言えるだろう。

（2）各地における天皇仁慈キャンペーンの展開

大新聞、とりわけ東京日々や曙で展開されたような天皇仁慈キャンペーンは全国各地の地方新聞においても共通して展開された。

愛媛県松山で発行されていた、『愛媛新聞』第41号には、天山樵史記「老農の問答」という老農と戸長の対話の形式をとった記事が掲載されたが、その中で「(明治九年は)七十年に三度となひ旱魃」のため、石代納の苦労を予感して心配する老農に対して戸長が「兼々拙者の説諭する如く 天皇様は百姓の難渋を其何んお見捨なさる訳は御座らぬ……」として、減租の詔勅が天皇の仁慈によって為されたことを説き、それほどの損耗に政府が耐えられるのかと心配する老農に対して、戸長は官省改革による諸寮の廃止で損耗を引き受ける「仁恵の美政」だと答えた上で、東海大一揆については、「左様さ拙者の愚考は其分に応し節用を本とし 朝廷に対し御厄介を掛けぬこそ第一義と存る 茨城県三重県の如き竹槍を揮ひ席旗を翻し『減税の御沙汰以前にもせよ』 朝廷の御役人を侮り苟も 天子の軍に抗し空く狂暴を逞し自ら刑辟に就く何等の不見なるぞ……」と語るのである⁽⁷⁸⁾。

ここでは、天皇の百姓に対する仁恵として減租が行われ、それに伴う財政難を政府自らがリスクを引き受けることで克服する。したがってそのような恩澤を感じ取ったならば三重県のような一揆を起こすことはゆめゆめあってはならないと主張するのである。

岩手県の日進新聞の2月6日の雑報欄には、減租詔勅を天皇の仁慈として受け止めるた

めのキャンペーンが学校教員や村吏や教導職を通じて浸透させられている様子が示されている⁽⁷⁹⁾。こういった取り組みは、各地の民衆に対して一揆=減租原因論を封じ込める役割を果たしていった。そのことは、埼玉新聞1月6日付の「昨年の暮、ゴタゴタやらかした茨城三重愛知岐阜などでは中々聖代の新年を祝する所ではなく、惨毒の中にひつそりとして居ましようが管内などは人民がお利口ゆえ此の太平を楽しむことが出来るのであります」⁽⁸⁰⁾という認識に典型的に見ることができる。

ここでは、茨城や三重県の一揆農民を「惨毒の中にひつそりとして」いる存在ととらえ、それに比して、埼玉県民は「人民がお利口ゆえ此の太平を楽しむことが出来る」として、一揆の意義をまったく転倒させた認識を流布している。このようなメディアの対応は一揆発生地点から隔たった府県に限られるものではなかった。津で発行された三重新聞の1月10日付社説は「汝暴民連ハ頑力陋力愚力痴力、…嗚呼狸、汝ガ乗シ土舟ハ兎ノ造レルゾ。嗚呼暴民、汝モ亦狸カ。何ゾ土舟ニ乗テ太平海ニ浮ントスルゾ。」⁽⁸¹⁾と、一揆に参加した同県民に対して「汝暴民連ハ頑力陋力愚力痴力」と罵詈を投げつけ、一揆参加者を泥舟に乗る狸と同視しているのだが、このように、孤軍奮闘する郵便報知の論説を別にすれば、市井に風評として流れる狂句は、大新聞や小新聞、雑誌や地方新聞、錦絵などの刷り物や、各地の教員・村吏・教導職までも加わった包囲網の中で圧殺されていったのである。

こうしたキャンペーンが展開されたとしても、一揆が減租を引き出した事実を紛れなく認識する何人かの人びとは「圈圖ノ中」に身を置いている一揆農民を正しく位置付ける記録を残し続けた。三重県安濃郡片田村の一老農、永谷助之丞は明治10年に編纂した「過去記」の中で、次のように述べている。

十一月廿日（新暦十年一月四日）朝廷諸国ニ令シ、地租ノ六分ノーフ許ス。時他国ニ於テ之ヲ謂フ、六分ノ一朝廷ノ給フ所ニアラズ、勢国ノ人給スル所ト。…民ノ悲歎ヲ拒ミ告道ヲ塞グ、斯ノ若キハ下民ノ悲愁誰ニ向テカ之ヲ訴ヘン。故ニ強訴ノ事起ル。是時ニ当リ租ノ六分ノーフ許サズ、天下ノ民皆奮起シ帝位危シ。幸ヒ先ヅ速ニ租ノ減ヲ行フハ、頗ル民ノ瞋恚ヲ防グニ足ルノミ、何ゾ王政ト謂フ哉。⁽⁸²⁾

永谷は、高圧的な改租作業が強訴を生み出した以上、減租がなければ引きつづく一揆が避けられないから減租がおこなわれたのであり、したがって減租は「朝廷ノ給フ所」ではなく「勢国ノ人給スル所」だとするのである。こうした認識は、「竹やりでちょいと突き出す二分五厘」の狂句と共に生き続け、竹越与三郎を初めとする歴史家によって伝えられていったのである。

おわりに

以上見てきたことをまとめた上で、一揆と減租の関係を述べるにふさわしい表現は何かについて提案したい。

1877 年の減租詔勅は、紛れもなく茨城県一揆と東海大一揆、特に後者が県境を越える広がりを示し、士族的扮装をこらした指導者が出現したことから、全国的反政府運動の激発の予兆として恐怖した大久保らの政府首脳の緊急措置として出されたものであった。

当時の民衆の中からは、当然のことながら一揆と減租とを結びつける表現がいくつも出現していた。しかしながら、それらのうち新聞・雑誌などのメディアに跡をとどめたのは「竹槍の先が当リテ二分五厘」と「竹槍でちょいとつきだす二分五厘」の二つであった。減租詔勅以後のほとんどの大新聞や小新聞、地方新聞や錦絵などのメディアは、この僅かな狂句に對してさえそれを否定し埋もれさせようという論陣を展開した。そのため、民衆の力を認め表现は表面的には語られることが無くなった。

帝国議会開設を経て、民衆の政治への関わりと関心が高まり、民衆を歴史の原動力として描こうとする動きが強まった 1890 年代前半に、「ちょいと」表現が竹越、坪谷によって文字表現として復活させられた。その後、大正デモクラシーを迎える 1920 年代には、「ちょいと」表現は茨城県や三重県の地域史研究の中に波及していく。天皇制ファシズムによる民衆的視座の圧殺の時代にも平野義太郎は「ちょいと」表現をその出典に至るまで研究し、継承した。その平野の努力は 1945 年以降の戦後改革期の論壇での「ちょいと」表現の復活と普及へとつながっていった。つまり、「ちょいと」表現は歴史叙述の中で民衆の役割への関心が高まる中でくり返し復活して継承され続けてきたのである。

ところが、1946 年 1 月に井上清が「どんどん突き出す二分五厘」という表現を創出し、「ちょいと」表現との関係を示さないまま使い続ける中で、「ドンと」表現は戦後歴史学の象徴へと成長していく。歴史的事実の基礎のないまま、市民向けの歴史叙述や地域史研究や歴史教育の場で空中楼閣のように膨れあがったこの表現は、近年になって拡大から縮小へとテンポを移している。しかし、それは誤りを総括した結果ではない。そうではなく、国家主義的イデオロギーの跳梁跋扈の結果、歴史の担い手としての民衆に視座を置いて、歴史叙述をおこなうことを憚る状況が生まれ、その中でなし崩し的に語られなくなっているのである。

そのような時期であればこそ、筆者はまた再びの「竹槍でちょいとつきだす二分五厘」を歴史叙述や地域史研究や歴史教育の場で復活させることを提案したい。これこそが、明治初年の民衆によって語られ、支配者の側に立つメディアによる圧殺を乗り越えて、その後 70 年もの期間、竹越与三郎や三宅雪嶺や平野義太郎らによって幾度も再生され続けてきた歴史の真実を表す狂句だからである。

注

- (1) この一揆の通称については「伊勢暴動」とか「三重県地租改正反対一揆」という呼称が一般的であるが、筆者はこの一揆の呼称としては「東海大一揆」とすることを提案している。その理由については、拙稿「伊勢暴動から東海大一揆へ」(三重短期大学地域問題総合調査研究室『地研通信』79号、2005年)および『百姓一揆事典』(民衆社、2004年)の「三重県地租改正反対一揆」の項目を参照されたい。
- (2) 明治九年一揆、とりわけ東海大一揆が減租の直接の契機になったことについては、福島正夫が詳しく分析している(福島正男『地租改正の研究』、有斐閣、1962年、300頁以下)。また安藤哲『大久保利通と民業奨励』(御茶の水書房、1999年)は内務省の政策過程の問題として同じ結論に達している(同書28頁以下)。
- (3) 卷末に別表1として一覧を掲載した東海大一揆と減租について触れている論著についてみると、確実な出典を記していたのは「ちよいと」表現に関する平野義太郎の1点だけであった。
- (4) 井上清「天皇制の歴史」(歴史学研究会編『歴史家は天皇制をどう見るか』、新生社、1946年9月1日、所収)72頁。この論文は後に『天皇制』(東京大学出版会、1953年)に採録されるが、「ドンと」表現は括弧が附されることで強調されている(同書76頁)。
- (5) 「朝野新聞」明治10年1月17日雑報。拙稿「新聞資料から見た東海大一揆」(三重短期大学地域問題総合調査研究室『地研年報』第10号、2005年3月)に資料103として採録した。以下拙稿からの引用は、「新聞103」のように資料番号を併記する。
- (6) 「朝野新聞」明治10年2月18日投書、新聞107。
- (7) ところが、この記事が中山泰昌編『新聞集成明治編年史』第三巻(本邦書籍、1982年復刊)においては、「竹槍ノ先ガ尖リテ二分五厘」となっている(同書149頁)。しかし、原資料で確認したところ、「当リテ」であることはまちがいなかった。したがって、『明治編年史』を編集する際に生じた誤表記だといつていいだろう。
- (8) 「東京日々新聞」明治10年1月23日、新聞39。
- (9) 1877年1月-3月の期間について、他の雑誌・新聞を確認した限りでは、これ以外の表現の狂句・川柳は見つけられなかった。確認した新聞・雑誌については前掲拙稿「新聞資料から見た東海大一揆」を参照されたい。
- (10) 竹越与三郎『新日本史』中巻、1892年、民友社、107頁。後に岩波文庫から、西田毅校注『新日本史(下)』として、2005年11月に復刊された。岩波文庫版では180頁。
- (11) 坪谷善四郎『明治歴史』下巻、1893年、博文館、143頁。
- (12) 植木枝盛は1877年の「世に良政府なる者なきの説」において民権や自由の発達は人民の抵抗によるのだとして一揆と減租の関連を見ているが(『植木枝盛集』第三巻、岩波書店、97頁)、「ちよいと」表現を探ることはなかった。その後も、1879年の渡辺脩次郎『明治開化史』(1879年、松井順時発行、

144 頁) や、1887 年の青木輔清『通俗日本外史 続編』(同盟分舎、1887 年、127 頁) などは減租と一揆の関係を記すが、「ちょいと」表現は採っていない。これ以外の明治史叙述では、減租と一揆を結びつけるという視点がそもそも存在していなかった。

(13) 三宅雪嶺「同時代観」第三十九(『我觀』第 64 号、1929 年、135 頁)。後に、『同時代史』第一巻(岩波書店、1949 年、495 頁)として刊行される。

(14) 徳富蘇峰『近世日本国民史 第九十五巻 西南役緒編』、時事通信社、1945 年、72 頁。

(15) 塙泉嶺『真壁郡郷土史』、宗教新聞社、1924 年 12 月、94 頁。

(16) 高井良水『小瀬義民の顛末』、秀錦堂印刷所、1937 年 9 月、514 頁。秀錦堂印刷所は福島県内の印刷所であるが、内容からして茨城県地域史研究の成果と見て良い。

(17) 石島信吉がいかなる人物であるのかは不明である。那珂郡一揆の中心であった小瀬村の議員には石島姓は見当たらない。『茨城人名辞書』には、真壁郡竹島村の人として石島国三郎の名が出ている。しかし、高井良水は 1984(昭和 59 年)になって『小瀬一揆録』を刊行しており、そこでは、「一寸さはつて」とならんで、「ちょいと突き出す」、「ドンと突き出す」も紹介されているが、石島信吉の名が消えて栗田伴七の名が出ている(高井良水『小瀬一揆録』、緒川村郷土文化研究会、1984 年、82 頁)。

(18) 柴田厚二郎『鈴鹿郡野史』、1927 年、325 頁。1973 年に名著出版より復刻、頁数は復刻版による。

(19) 近藤謙蔵『菰野町史』、菰野町、1941 年 1 月、306 頁。

(20) 平野義太郎「明治維新の変革に伴ふ新しい階級分化と社会的政治的運動」、『日本資本主義発達史講座』第一部明治維新史、岩波書店、1932 年 5 月、110 頁。

(21) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』、岩波書店、1934 年 2 月、116 頁。

(22) 服部之総「明治維新における指導と同盟」、『社会構成史大系』第二巻、1949 年 7 月、232 頁。後に、服部之総著作集第五巻(1955 年、理論社)に採録、頁数は著作集のもの。服部は同年、『明治維新の話』(ナウカ社、1949 年 8 月、292 頁)でも「ちょいと」表現を探っているが、これは、1948 年 11 月に開催された「ナウカ講座」の講義録であるから、服部が「ちょいと」表現を探ったのは 1948 年に遡る可能性がある。

(23) 羽仁五郎『日本人民の歴史』、岩波新書、1950 年 5 月、78 頁。同書の「まえがき」によれば、成稿は 1948 年で、翌年 4 月に日本太平洋問題調査会の編集による『日本社会の基本問題』中の一編として世界評論社から刊行されたとあるので、羽仁が「ちょいと」表現を探ったのも、服部と同様に 1948 年まで遡るかも知れない。

(24) 前掲、歴史学研究会編『歴史家は天皇制はどう見るか』「はしがき」。

(25) 注(4)参照。

(26) 例えば、井上清「自由民権運動」、中央公論社『新日本史講座』、1951 年 12 月、4 頁以下。後に岩波現代文庫『井上清史論集 2 自由民権』(岩波書店、2003.12) に再録。頁数は同文庫のもの。

(27) 井上清『歴史教育論—社会科の根本問題—』、三一書房、1949 年 7 月、9 頁。

- (28) このような指向は、例えば、歴史学研究会の再建・新生を追求する中で「いまや、歴史が書きかへられなくてはならないといふのは、この刻々に発展する人民革命の発展に応じて歴史叙述も革命的発展をとげねな(ママ)ならないといふことである。……かかる書きかへ、発展は……この革命的現実構造を徹底的に認識体得してゐる者によって最もよく果たされる。」（井上清「時評」、『歴史学研究』第122号、1946年6月、40頁）という気負った表現をしているところにも読み取れる。
- (29) 井上清『くにのあゆみ批判 正しい日本の歴史』、解放社、1947年6月。
- (30) 井上清『日本の歴史一増補くにのあゆみ批判一』、ナウカ社、1950年5月、249頁。
- (31) 井上清『日本歴史』、ナウカ社、1950年。同書で井上は「竹槍はきられてもまたもとの槍と川柳にもありますが」（同書85頁）と記すが、これは江戸期の百姓一揆についての記述であり、「ドンと」表現は出ていない。
- (32) 民主主義科学者協会歴史部会・歴史学研究会『日本の歴史』、潮流社、1949年5月、199頁。
- (33) 梅野正信『社会科歴史教科書成立史』、日本図書センター、2004年12月、103-105頁。遠山茂樹『戦後歴史学と歴史意識』、岩波書店、1968年6月、71頁。
- (34) 井上清『日本女性史』、三一書房、1949年1月、187頁。なお、「はしがき」は1948年11月の執筆となっている。
- (35) 井上清『亡びゆく社会と生まれくる社会』、全通信労働組合出版部、1949年8月、164頁。これは、1949年4月26, 27日の全通東北地方労働学校での講義である「社会発展史」に「むすび」の章を加えたものであり、「ドンと」表現はこの「むすび」の部分に記されている。
- (36) 井上清「日本の革命」、人民大学建設委員会編『革命史講座』1、ナウカ社、1949年10月、105頁。
- (37) 井上清「自由民権運動」、『新日本史講座』、中央公論社、1951年12月、27頁。後、岩波現代文庫『井上清史論集2 自由民権』（岩波書店、2003年12月）に採録。
- (38) 高橋磧一「日本史の学習指導」、『国民の歴史』、1948年9月。同論文は、後に高橋『新しい歴史教育への道』（誠文堂新光社、1949年7月）に採録された（『高橋磧一著作集』第5巻、あゆみ出版、1984年8月、95頁）。
- (39) 遠山茂樹・石母田正・高橋磧一『世界の歴史』4日本、毎日新聞社、245頁。
- (40) 高橋磧一・今井譽次郎「日本歴史の学習指導細案」、教育科学研究会編『教育』、国土社、1953年7月、277頁。
- (41) 歴史教育者協議会『教師のための日本歴史一展開と資料一』、河出書房、1953年10月、158頁。
- (42) 遠山茂樹『近代日本の歴史』、通信教育振興会、1954年3月、17頁。
- (43) 林基「百姓一揆概観」、『世界歴史事典』第十六巻、平凡社、1953年6月、539頁。
- (44) 林基「百姓一揆研究史おぼえがき」、『百姓一揆の伝統』、新評論、1955年7月、306頁。
- (45) 井上晴丸「地租改正と殖産興業」、『日本歴史講座』第五巻、河出書房、1952年9月、117頁。同じ巻に遠山は「概説」を書いているが、「ドンと」表現をとることはなかった。

- (46) 井上晴丸「農業における日本の近代の形成」、『日本農業発達史』第一巻、中央公論社、1953年11月、67頁。
- (47) 井上清・深谷進監修、大衆の読本刊行会編『物語 日本の農民運動』、理論社、1954年1月、62頁。
- (48) 青木恵一郎『日本農民運動史』、民主評論社、1948年2月、3頁。
- (49) 青木恵一郎『日本農民運動史』第二巻、日本評論社、1958年、243頁。
- (50) 井上清『日本の歴史』20 明治維新、中央公論社、1966年9月、436頁。井上は、この前年にも日本歴史の通史である『日本の歴史』中（岩波新書、1965年10月）を刊行し、その中で「ドンと」表現を探っている（同書169頁）。
- (51) 例え、『日本の歴史』10 明治維新、読売新聞社、1959年11月、268頁。大久保利謙編『図説日本の歴史』第七巻、中央公論社、1961年4月、25頁。
- (52) 遠山茂樹『明治維新と現代』、岩波新書、1968年11月、186頁。この年には田中彰も『未完の明治維新』（三省堂新書、1968年9月）を書き、その中で「ドンと」表現を探っている（同書63頁）。
- (53) 遠山茂樹「大久保利通」、遠山編『近代日本の政治家』、講談社、1964年3月、351頁。後に『遠山茂樹著作集』第二巻（岩波書店）に所収、頁数は同著作集のもの。
- (54) 和崎皓三「伊勢農業発達史序説」、『日本農業発達史』第二巻、中央公論社、1954年3月、594頁。
- (55) 筑紫申真「伊勢国の百姓一揆」、『日本歴史』78号、1954年11月、29頁。
- (56) 法政大学経済学部学術研究部農業問題研究会『三重県農民運動史調査報告』、法政大学経済学部学術研究部農業問題研究会、1955年10月、43頁。この調査報告は、1955年8月から9月にかけて三重県内で現地調査をおこなった成果なのであるが、調査団のリーダーは法政大学経済学部教授であった大島清であり、三重県サイドでは三重労連が受入の中心となり、梅川文男、上田音市らとならんで大山峻峯がこの調査に協力していた。
- (57) 三重県教職員組合編『三重県地方史研究備要』、三重県学校生活協同組合、1951年8月、226頁。
- (58) 大山峻峯・大島清「三重県農民運動史」、農民運動史研究会編『日本農民運動史』、東洋経済新報社、1961年4月、627頁。
- (59) 餐庭義門『多度町史』、多度町教育委員会、1963年10月、159頁。
- (60) 『朝日新聞』東海版、1967年4月23日朝刊。この記事には、名古屋市立女子短大小島広次助教授、三重県史編集者真弓六一の談話が掲載されており、他方で地域史研究における「ドンと」表現の普及とも関わっていた。
- (61) 注(15)参照。
- (62) 一揆参加者に対する顕彰は、1900（明治33）年に本橋次郎左衛門の顕彰碑が河野廣中の篆額を得て小舟村字前屋に建立されたことに始まる（『八里村郷土誌』460頁）。戦後は全参加者への顕彰の気運が高まり、80年忌にあたる1955年12月には小瀬村大字西根に義民堂が建立され、除幕式が盛大に挙行された（『小瀬村史』、169頁）。1963年8月緒川村教育委員会は一揆後歌われた数え歌を保存

するため古の歌を録音した。さらに、1968年、毎日新聞社水戸支局編『茨城の明治百年』(毎日新聞社水戸支局、1968年11月)の中で「火を噴く農村」と題して那珂郡一揆を大きく採り上げたことで関心が高まり、小舟義民顕彰会が百周年を記念して1975年12月に緒川村中央グラウンドに義民顕彰碑が建立された(『緒川村史』189頁)。

(63)瀬谷・豊崎『茨城県の歴史』、山川出版社、1973年7月、237頁。

(64)小島「解説」、『茨城県史料 近代政治社会編I』(茨城県、1974年2月)所収、39頁。

(65)斎藤茂「地租改正反対真壁一揆」、植田敏雄編『茨城百姓一揆』、風濤社、1974年4月、225頁。斎藤は執筆当時筑波東中学校教諭であった。

(66)緒川村史編纂委員会編『緒川村史』、緒川村、1982年3月、188頁。勝田市の歴史編纂委員会編『勝田市の歴史』、勝田市、1982年3月、271頁。明野町史編纂委員会編『明野町史』、明野町、1985年7月、828頁。友部町史編纂委員会編『友部町史』、友部町、1990年3月、442頁。茨城町史編纂委員会編『茨城町史』、茨城町、1995年2月、538頁。結城の歴史編纂委員会編『結城の歴史』、結城市、1995年3月、281頁。

(67)注(17)参照。

(68)実教出版『高校日本史』、1955年、298頁。実教出版の教科書は、その後1965年の『高校日本史新訂版』からは「ドンと」表現が消えている。しかし、1980年刊の『高校日本史』からは「ドンと」表現が復活し、それは1996年まで続いた。

(69)清水書院『要解日本の歴史』、1987年、140頁。

(70)原書房『新編日本史』、1987年、164頁。日本書籍『新版 高校日本史』、1994年、229頁。東京書籍『新選日本史B』、1995年、173頁。第一学習社『高等学校精選日本史B』、1995年、140頁。国書刊行会『高等学校最新日本史』、1995年、173頁。山川出版社『日本史A』、1998年、123頁。明成社『最新高等学校日本史』、2003年、182頁(ただしこれは国書刊行会の教科書を引き継いだものである)。1983年刊の三省堂『三省堂日本史』には「この減税はそのころ『竹槍でチョイと突き出す二分五厘』といわれた。」と記されていたが、「ちよいと」表現はこの教科書に限られていた。

(71)帝国書院『中学社会』、1962年、226頁。

(72)帝国書院『中学社会』、1966年、241頁。

(73)学校図書『中学校社会 歴史的分野』、1972年、193頁。日本書籍『中学社会 歴史的分野』、1978年、214頁。中教出版『中学生の社会科 日本の歩みと世界』、1978年、216頁。大阪書籍『中学社会 歴史的分野』、1987年、193頁。東京書籍『新しい社会 歴史』、1993年、221頁。

(74)『中学社会 歴史的分野』、大阪書籍、2006年、140頁。

(75)2013年度の中学校現行教科書では、帝国書院『社会科中学生の歴史 日本のあゆみと世界の動き』(黒田日出男他編、2012年発行、155頁)がある。高校教科書では、第一書房『高等学校日本史A 人・暮らし・未来』(外園豊基他編、2013年発行、40頁)、明成社『最新日本史』(渡部昇一、小堀桂一

郎、国武忠彦他編、2013年、193頁)、山川出版『日本史A改訂版』(高村直助。・高埜利彦編、2008年発行、77頁)を確認することができる。

- (76)「郵便報知新聞」明治10年1月20日付社説「改革論」、新聞84。
- (77)「東京曙新聞」明治10年1月6日付、新聞127。
- (78)『本県御用 愛媛新聞』第41号、明治10年1月31日付、東京大学明治新聞雑誌文庫蔵、新聞214。
- (79)「岩手日進新聞」明治10年2月6日付、東京大学明治新聞雑誌文庫蔵、新聞205・206・207。
- (80)「埼玉新聞」明治10年1月6日付寄書、東京大学明治新聞雑誌文庫蔵、新聞208。
- (81)「三重新聞」明治10年1月10日付社説、東京大学明治新聞雑誌文庫蔵、新聞211。
- (82)永谷助之丞「過去記」、『伊勢片田村史』、伊勢片田村史編纂協議会、1959年、401頁。なお、「過去記」の資料的性格については拙稿「永谷助之丞の明治国家批判」(『地研年報』第11号、2006年)参照。

別表1 「竹槍でドンと突き出す二分五厘」関連文献一覧

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1877	117			朝野新聞		4面	東京	■
1877	123			東京日々新聞		1—2面	東京	●
1877	218			朝野新聞		3面	東京	■
1877	317	極論今世	植木枝盛			76	東京	
1877	407	きんのう説	帰農愚人	団團珍聞 第三号	団團社	46	東京	
1877	414	有無如何の疑案	万世橋畔 邦野為二	団團珍聞 第四号	団團社	62	東京	
1877	505	役払	牟田口加多留	団團珍聞 第七号	団團社	110	東京	

記載	備考
<p>○明治十年万歳ハ百年目」と素袍ハ風呂敷にし鳥帽子はチョットさかさにして状差しなんぞほどでごんすとやらかし鼓のうら表は釜敷や土瓶しき調べの糸は蚊帳の釣手ときまたが真中の物はごろごろして胴も仕方がねエ」といふ一口咄しハ勝手方の早拵らへでゲス或る新聞に、竹やりの先キがあたつた二分五厘」といふのがあると聞きました 少こしふし立つて穩かでないやうだ」……日本橋 玉野天作</p>	<p>東大法学部明治新聞雑誌文庫編『朝野新聞 縮刷版』5、ペリカン社</p>
<p>……改革ノ原由ハ農民ニ在リト是レ改革ノ形跡ニ就テ近因ヲ皮相スルノ説ナリ未だ其ノ原由ヲ洞察スルノ評ニ非ザルナリ若シ此ノ説ヲ以テ直ニ原由ヲ得タリト云ハバ其ノ所見ハ現時某ノ滑稽者流ガ「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」ト云ヒシ恢諧と何ソ異ナランヤ……</p>	
<p>陸奥、澤恐山の寄稿として、「去月二十七日月ニ乗ジテ友人二三名予ガ山房ニ来リテ……其ノ中一人机上ニアリシ新聞ヲ見テ、竹槍ノ一句殊ニ感嘆セラレ座中ニ示シテ曰ク、今夕集会ノ興ニ此ノ句ヲ長題ニシテ四五ノ二句ヲ案ゼバヤト遂ニ各々筆ヲ採ルコトトハナリヌ……竹槍ノ先ガ当リテ二分五厘 タチマチ妙ノキキシ御療治 余所ノ目カラモ痛ク三重県 美濃尾張トモ知ラヌ暴徒等 突キモツキタリ 止メモトメタリ 強キイタミモナキ賦税ナリ」という記事が掲載されている。</p>	<p>中山泰昌編「新聞集成明治編年史」第三巻149頁に「竹槍が諷諭の題」として掲載されているが、同書では「竹槍ノ先が尖リテ二分五厘」となっている。</p>
<p>……是ヲ以テ時ニ或ハ米価ノ下落ヲ生ズルヤ農民危ンド困苦シ、遂ニ彼ノ所謂百姓一揆等ヲ興スニ至ル、昨年ノ如キ殊ニ著シク之ヲ証知シタリ。……農民一揆ヲ起スアリ政府ハ之ヲ鎮制セザルニ非ズ、然レドモ其鎮静ハ以テ鎮静トスルニ足ラズ、何トナレバ其鎮静ハ法ニ由テ鎮静スルニ非ズシテ武力ヲ以テスルモノナレバ也。……国内動搖アリ政府ハ又之ヲ制止セザルニハ非ザル也、然レドモ其制止スル者ハ以テ制止スルト云フニ足ラズ、何トナレバ今ノ動搖ヲ制止スルモノハ万民ヲ畏服シ一世ヲ把持スルモノニシテ、正善ノ順道ニ由テ其策ヲ施スニ非ザレバ也。……</p>	<p>頁数は『植木枝盛集』第三巻（岩波書店、）のもの。</p>
<p>○きんのう説 帰農愚人 文明開化の始もきんのう 百姓一揆の起りもきんのう 毛唐人か詩稿を入れる袋もきんのう 錢金を入れる財布もきんのう 土佐坊昌俊もきんのう 国に残してある茶釜もきんのうきんのう 是もきんおうの投書ですよ</p>	<p>頁数は『復刻版団団珍聞』第一巻（1981/11/10、本邦書籍）のもの。</p>
<p>○有無如何ノ疑案 万世橋畔 邦野為二 地租ニ減省アリ民費ニ定則アリ然リ而シテ○ニ猶ヲ憂色有ル如キハ如何 有リ有ツテ有モノ …… 凡ソ此ノ十有余条ノ疑案ハ其既ニ有ルト無キトノ各二ツノ者ヨリ之ヲ観ル時ハ必ス有ル可カラザル者ニシテ猶、有ル如キ者有リ必ス無カル可ラサル者ニシテ而シテ猶無キカ如キ者有リ……今謹テ奇社珍聞ニ託シ之ヲ博識ノ諸賢ニ問フ諸賢ノ説ハ果テ如何ン……</p>	<p>頁数は『復刻版団団珍聞』第一巻（1981/11/10、本邦書籍）のもの。</p>
<p>○役払 牟田口加多留 アーア五月蠅な五月蠅な一つよければまたわるひ一夜明れば新玉の玉の大きさ二分五厘三ツ四ツ五ツ六ツかしの戸ささぬ御代に戸を閉めて身代限や売家や札を並べて春もまだ十一日の御藏まへひらく間もなく……</p>	<p>頁数は『復刻版団団珍聞』第一巻（1981/11/10、本邦書籍）のもの。</p>

三 重 法 経

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1877	1124	世に良政府なる者なきの説	植木枝盛			97	東京	
1878	1105	滑稽演説会	総生寛編		竹天堂		東京	
1878	1120	滑稽演説会	総生寛編		竹天堂	8	東京	
1879	200	内国史略 続編	古賀脩二編		山添栄助	6	東京	
1879	700	奇題百詠	細川春流		小林二郎	2	新潟	
1879	1203	明治開化史	渡辺脩次郎		松井順時	49、 144	東京	
1881	800	新編日本史 第八冊	笠間益三編		中村熊次郎		東京	
1886	600	国史捷録 下	岡本行敏編		古香閣	32	東京	
1887	100	日本歴史問答	嵩村道高編		富田彦治郎	43	東京	
1887	300	小学日本史卷之三	笠間益三編		東崖堂	64丁	東京	
1887	400	通俗国史略	林正躬		駿々堂	258	大阪	
1887	900	日本略史	吉田利行編		池園訥	64丁	福岡	

記載	備考
<p>……先づ御覽ナサイ、古ヨリ政府ノ有様進歩シ、法律寛舒ニ赴キ、民権ヲ与ヘ自由ヲ許ス等ノ如キハ、決シテ唯其理ノ明カナルヲ以テ公平虚心ニ之ヲ為スモノニ非ズ。唯之ヲ為サザレバ忽チ其変ヲ生出シ自ラ損害ヲ招クニ至ランコトヲ思フテ然ルモノ也。近ク之ヲ例セバ、日本ニテ今年ノ春地租五厘ノ減少ヲナシ、又近日米納金納二途ノ法ヲ設クルノ風説アレドモ、是モ昨年ノ暮ニ於テ処々ノ百姓ガ一揆ヲ起ス等ノコトナカリセバ其挙ハアルコトナカリシコトナルベシ。唯一揆ナリトモ抵抗シタル効ナルノミ。……</p>	<p>頁数は『植木枝盛集』第三巻（岩波書店、1990年）のもの。</p>
<p>……世間の難波第一が地租改正とやら地面の縄入れとやら端から果まで手を入れて楊枝で重箱の隅をほじるか小升で米櫃の底を浚ふか馬の草刈り場も瀬戸の掃溜めも土蔵の目塗りをする土も今戸人形を捨へる泥も池の底も溝の中も棹を入れて地券へ結び年貢租税を取立るはお上で支配の国だからお上の帳面へ書留るのはご尤の様な筋にやあ聞こえるが……</p>	
<p>……大塩平八郎が大坂の一揆三重県の騒動は明治年代になつても現在の証拠弥食ひねいと極た日にやアぶち毀しとなり徒党となり……</p>	
<p>……○十二月三重県茨城県土寇蜂起ス尋テ鎮ス……○十年一月四日全国ノ地租地価百分ノ三ヲ減シテ百分ノ二分五厘ト為ス……</p>	
<p>地租改正 重きにも又軽きにもかたよれる里こそなけれ民のたちから 減租聖詔 いにしへの難波の宮はおもかけもたみの竈に立てふりかな ……</p>	
<p>維新以来僻地ノ人民新法ヲ喜バズ或ハ徵兵令告諭中「血稅」ノ字アルヲ以テ（兵制ノ章中ニ見ユ）生血ヲ絞ラルヽコト誤解シ（六年）或ハ地租改正ニ不服ヲ鳴ラシ（九年）……竹槍旗ヲ立テヽ一揆ヲ起ス者前後幾回ナルヲ知ラズ……此改正ヲ急施スル為メニ莫大ノ費用ヲ要シ農民概ネ之レヲ喜ビス或ハ嘆訴シ或ハ暴動ス十年詔シテ地租ヲ減シ百分ノ式分五厘トシ為メニ諸官庁ノ定額金ヲ省キ……</p>	<p>竹槍記載はないが、一揆と減租詔勅を結びつけている。</p>
<p>……十二月、伊勢及ヒ常陸ノ土民蜂起シ、官庁ヲ毀チ、市街ヲ掠ム。皆石代金納を悦ハザルニ由ルト云フ。尋て平ラク。十年丁丑二千五百三十七年一月四日詔シテ曰ク、維新日浅ク……更ニ税額ヲ減シ百分ノ二分五厘トス……</p>	
<p>…是歳天皇奥羽ニ巡遊ス。十年。詔シテ田租ヲ減ジ。地価百分ノ二分五厘ト為ス。…</p>	
<p>減租ノ恩詔ハ何時に在リシヤ 　曰明治十年今上皇帝詔シテ田租ヲ減シテ百分ノ二分五厘トナス民ノ疾苦ヲ恤テナリ</p>	
<p>…十二月、三重、茨城二県ノ土寇蜂起ス、尋キテ平ク、〇十年一月、詔シテ田租ヲ減シ、地価百分ノ二分五厘ト為シ…</p>	
<p>……○十二月三重県茨城県の土寇蜂起す皆石代金納を悦ばざるに由ると云〇十年一月詔して税額を減じ百分の二分五厘とす……</p>	
<p>……是年詔シテ地租ヲ改正シ從來貢納ノ法ヲ廢シ地価百分ノ三ヲ以テ地租ト定ム十年更ニ減ジテ地価百分ノ二分五厘トナス……以テ農民ノ休養ヲ謀ル……</p>	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1887	1200	通俗日本外史 続編	青木輔清		同盟分舎	127	東京	
1888	100	日本史略	田中義廉編、高橋磯八郎訂		温故堂	48t	甲府	
1889	1100		石川鴻斎著		東雲閣書房	130	東京	
1889		新体日本歴史 第三冊	林善助		大倉書店	494	東京	
1891	100	大日本文明略史	福田久松		大田村福田久松	332	埼玉	
1891	600	日本歴史	萩野由之		博文館	727	東京	
1891		日本新歴史下巻	乙黒直方		富山房	622	東京	
1891		絵本通俗近世史略	山口謙原著		大川錠吉	196	東京	
1892	804	新日本史 中巻	竹越与三郎		民友社	107	東京	●
1892	922	明治政史第四冊	指原安三		富山房	295	東京	

記載	備考
……是時に当り三重、名護屋、岐阜三県下の農民等も亦田租の事を以て各処に屯集し官員若くは査官と認めば則チ向て是を傷つけ或ハ豪富の家屋を打毀し伊勢の津及び海道四日市駅等に或ハ火を放ち横逆至らざる所なし既にして堺県下奈良の農民其他千葉県下上総の農民等も亦起る或ハ鎮台兵を請て之を鎮圧し十二月に至て尽く鎮定す明年一月四日遂に地価百分の三を斂める法を廃し更に百分ノ式分五厘と為せり是に由て政府の歳入額かに八百万円を減ぜりと云ふ	
……○十二月三重茨城二県土民蜂起ス、皆石代金納ヲ悦バザルニ由ルト云フ 紀元二千五百三十六年丁丑明治十年一月、地租六分ノ一ヲ減ス、詔ニ曰ク……	
是月十九日。三重県伊勢国。飯野飯高及ヒ伊賀国伊賀名張諸郡ノ農民貢租ノ事ニ因テ。数千人党ヲ成シテ蜂起ス。県令岩村定高。説諭シテ之ヲ鎮メントス。暴徒聴カス。大衆四日市ニ入り。支庁及ヒ区裁判所ヲ焰キ。懲役場ヲ毀チ囚徒ヲ放ツテ民家ヲ劫掠シ。転シテ尾張美濃諸国ニ侵入ス。地方諸県為メニ騒然タリ。……二十三日事始テ平ク。	
六年七月、詔して租法を定む。……その地価百分の三を以て、租となし、其他の雜税皆地租三分の一に過くるを得さらしむ。後十年百分の二半となす。……凡新政府が茲に至るまでに施したる政治上の改革を觀るに……事事物物新ならざるはなし。而して政府之をなす。着々として銳意断行せしかば、則其間固より多少の異論者なかるへからず。故に地方往々頑民の蜂起するあり。終には嵯峨山口熊本の変となれり。……	
……特ニ新税既に二百万円以上ニ至ルモ地租輕減ノ沙汰ナキヲ以テ、民間ノ輿論囂々タリシヲ以テ旁々之ヲ減ジテ百分ノ二分五厘トセリ、其勅詔ニ曰ク、……	
……是時ニ当テ茨城三重名古屋岐阜千葉等ノ諸県民、田租不平ヲ唱ヘ乱ヲ起ス幾モ無クシテ皆鎮定ス、十年一月四日詔シテ地租ヲ減シ、有司ヲ戒飾シテ、経費ヲ節減ス、正租ヲ地価百分ノ三ヲ改メテ、百分ノ式分五厘ト為シ、民費ハ正租ノ三分一ヲ改メテ、五分ノ一ニ過クルヲ得サラシム、……	
……大蔵省は……地価を定め地券を付し（明治六年）地価百分の三を以て地租の定額とし金を以て納税せしむ後民間の有様を視察して地価百分の二分五厘とせり（明治八年）……	
是時に当り三重、名護屋、岐阜三県下の農民等も亦田租の事を以て各処に屯集し或ハ火を放ち横逆至らざる所なし既にして堺県下奈良の農民其他千葉県下上総の農民等も亦起る或ハ鎮台兵等を請て之を鎮圧し十二月に至て尽く鎮定す明年一月四日遂に地価百分の三を斂むる法を廃し更に百分の二分五厘と為せり……	
……人民叛乱の気象は至る所に勃々たりしかば、暫くこれを鎮安せんがため、明治十年一月の政事の初に於て、詔を下し地租を減じて二分五厘となし、……是れ鹿児島の暴發に先づ一ヶ月にてありき。時人これを嘲って『竹槍でチョッと突き出す二分五厘』といふ。……	岩波文庫校注西田毅『新日本史（下）』2005年。頁数は岩波文庫版では180頁。
明治十年一月四日詔して地租を減して地価百分の二分五厘とす。……	頁数は『明治文化全集第九卷』（s3.5.15）。

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1892		帝国史略	有賀長雄編		牧野善兵衛	1099	東京	
1893		日本史要 下巻	新保磐次		金港堂		東京	
1893		日本史要 下巻	関根正直、池辺義象編		大倉書店	234	東京	
1893		明治歴史 下巻	坪谷善四郎		博文館	143	東京	●
1894	1000	新撰帝国史綱	千坂庸夫			61	東京	
1894		日本歴史 後編	田中稻城、赤堀又次郎		文学社	288	東京	
1895	900	日本小歴史	増田于信		博文館	166	東京	
1896	1200	中等日本歴史	岡部精一		六盟館	322	東京	
1896		日本歴史 第二	萩野由之	大日本中学会29年第二学級講義錄	大日本中学会		東京	
1897	300	日本歴史	谷島喜太郎		敬業社	148	東京	
1897		新編本邦小史 第二冊	高津鍬三郎		金港堂	125	東京	
1899	200	新撰帝国史綱	藤井乙男		積善館	212	大阪	
1899	200	新編内国歴史	新保磐次		金港堂	149	東京	

記載	備考
……地価ヲ定メ百分ノ三ヲ徵ス……其ノ間大ニ増減差異アリシヲ以テ、頑民深ク之ヲ察セズ、或ハ蜂起シテ政府ニ訴フル所アラントシタリ……十年一月、減税シテ内地ノ租税ヲ百分ノニ半トス。……	
……廢藩ノ後地租改正ノ令ヲ發セラル。即土地ノ所有主ニ其ノ地券証ヲ付与シ、券面ニハ其ノ地価ヲ記シ租税トシテ毎年地価百分ノ三ヲ納メシムルヲ一般ノ法トセラレシガ、明治十年之ヲ減ジテ百分ノニ半トセラレタリ。……	
……この他茨城・三重・岐阜・千葉等の諸県民、田租の不平を唱へて乱をなしし者ありしかと皆幾ばくもなくして鎮定せり	
……九年の末より十年の始に通じ茨城、三重、石川の諸県所在暴民蜂起し勢ほひ甚はだ猖獗なり而して皆地租の負担軽からざるを唱ふ故に明治十年一月四日詔して地租の税率を改め従来地価百分の三を更に百分の二分五厘に減ず此に於て百姓怨嗟の声は忽ち止み爾來久しく暴動一揆の事なし當時狂句あり曰く 竹槍でチョイと突き出す二分五厘 と蓋し巧くみに当時の実情を穿ちたるものとす……	
◎同十年一月地租六分の一を減じ給へり、これより百分のニヶ半となれり……	
十年一月地租を減じ政費を節す、正租は地価百分のニ半を課し、民費は正租五分の一を過ぐるを得ず、既にして地方府費及府舎建築修繕費等を民に課するを止め、以て官費トナス、是より先、茨城・三重・名古屋・岐阜・石川等の県民田租ノ不平を唱へ乱を起しあはば、是に至りて是を減じたるなり、	
……この他、茨城、三重、名古屋、岐阜、千葉などの諸県民、田租の不平を唱へて、乱をなせるものありしかども、幾もなくして鎮定せり。……	
……或は全国の地租を改正し、新に地券を作り、地価百分の三を以て地租と為す、後更に二分五厘に減ぜらる。……	
……是時に當て、茨城・三重・名古屋・岐阜・千葉等の諸県民も、田租の不公平を唱へて乱を起す、幾も無くして鎮定す、十年一月四日詔して地租を減し、地価百分の三を改めて、百分の二分五厘と為し、民費は正租の三分一を改めて、五分の一に過ぐるを得さらしむ。……	
……六年地租の制を定め地価百分の三の率となす。後百分のニ半に改む。……	
尋いで、地租の改正に不平を懷ける農民等、処々に蜂起せしが、直に鎮定せり。十年一月、政府は地租を軽減して、人民を安堵せしめたり。	
六年、地租の改正を行ひ、地価百分の三を以て、定率とせしが、後百分の二半に減ぜらる。封建の世諸国の田租輕重相異なりしもの、ここに至りて始めて一定せり……その他、地租の制に不平なる者、処々に乱をなししも直に鎮定せり。……	減租は地租改正の項で述べられ、詔勅には触れない。
廢藩後地租改正ノ令ヲ發シ……毎年地価ノ百分ノ三ヲ納メシムガ、明治十年百分ノニ半ニ減ゼリ。……	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1899	300	日本歴史	木寺柳次郎	帝国百科全書第25編	博文館	336-340	東京	
1899	1200	大日本維新史	重野安繹		善隣訳書館	90	東京	
1901	400	中等日本史	小川吉郎編		浜本明昇堂	216	大阪	
1901	700	稿本国史眼	重野安繹等編		目黒甚七	488	東京	
1901	800	日本歴史要義	小島政吉、藤沢直枝編		吉川半七		東京	
1902	900	日本歴史 下巻	富山房編輯所編		富山房	170	東京	
1908	400	日本歴史	土屋詮教	新撰百科全書第一編	修学堂	292	東京	
1908	1000	日本歴史綱要	妻木忠太		三省堂	238	東京	
1908		大日本歴史 第二冊	有賀長雄		博文館	976	東京	
1909	1100	明治四十年史	大日本国民中学会		東京国民書院	290	東京	
1910	399	自由党史	板垣退助監修			191	東京	
1910	399	日本義民実伝	樋口二葉		晴光館	272	東京	
1912	500	人情観的明治史	伊藤銀月		文栄閣	146	東京	

記載	備考
……また租税は六年旧法を廃し土地の自由売買を許し地券を所有主に与へ地価を定め地租を百分の三とせり……十年一月内地の租税を減じて百分のニ半とし……又茨城三重名古屋岐阜千葉の諸民も田租の不公平を唱へて乱を起しあ官兵の為に討平せられぬ。……	
……以九年均舉行焉。其夏、紀伊国農民訴貢租石価之事。結党擾乱。冬、常陸伊勢等國農民亦蜂起。並迫県庁、県官募士族防之。發鎮台兵鎮压焉。至是減租之詔。地租改正之事始完矣。……	
……明治六年、田地貢租ノ旧法ヲ廃シ、全国ノ地価ヲ改定シ、地価百分ノ三ヲ以テ地租トセラル。……後十一年ニ至リ、全国ノ地租ヲ減シテ地価百分ノニ半、北海道ハ百分ノート定メラレキ。……	減租の年月を間違っている。
……冬、常陸、伊勢ノ農民モ亦蜂起シテ県庁ニ迫ル。皆県官、士族ヲ募テ之ヲ防キ、鎮台兵ヲ發シテ鎮遏ス。伊勢ノ乱ハ伊賀ニ及ビ。尾濃・大和ニ乱入ス。十年一月詔シテ地租ヲ百分ノ二分五厘ニ減シ。民費ハ本租五分ノ一二過キズ。地方庁費及ヒ營繕費ヲ官費支給トナシ地租改正ヲ遂ゲタリ。……	
地租 明治六年六月石高ノ称ヲ廃シテ段別ヲ以テ算シ、地租ヲ金納トナシ、収租ノ率ヲ地価百分ノ三ト定ム、十四年一月ニ至リ天皇陛下稼穡ノ艱難ヲ察シ民力休養ノ大御心ヲ以テ税率ヲ減ジテ百分ノニケ半トナサシメ給ヘリ。	年代も違うし、一揆にも触れていない。
……地価を定め地券を附し（明治六年）、地価百分の三を地租の定額として金で納税せしむる事としたが、後民間の有様を観察して地価百分の二分五厘とした（八年）。……	減租の年を間違っている。
……明治六年五月地租改正の大令を発し、租税の刷新を行ふ。……地価の百分の三を地租として納めしむ。同十年一月地租を地価百分の二分五厘とせり、……	
……かくて茨城県、三重県等にも覚民蜂起せしが忽ち鎮定せられたり。……	
……新租法ノ出ズルニ及ビテ、彼此増減アリシカバ、頑民、之ヲ恨ミ、或ハ蜂起シテ、政府ニ訴フル所アラントシタリ。……十年一月、減税シテ、内地ノ租税ヲ百分ノ二半トス。……	
然るに農民之を厭ひ、屢々不穏の挙あるに至れり。政府は之を鎮圧するの一策として明治十年一月地租を二分五厘に軽減し、……	
歳月一転、明治十年に入る、一月四日、地租軽減の詔を発し、地価百分の二分五厘と為し、政府は是を以て民心を慰藉せんと図りしも、天下変を思ふの時、終に其功を奏する能はず。……	s32/3岩波文庫。頁数は岩波文庫のもの。
……次左衛門は刑に臨みて辞世を残した、即ち 國のため民のためぞと思ひしに身のいたづらとなるははかなき 一揆平定の後間もなく、税率は軽減されて地価百分のニケ半となり。人民の負担は幾分か軽くなつて、各村民等は之れも全く義人の血で買ひし賜なりと喜ぶさへあるに、明治廿二年の憲法発布大典に、次左衛門等は罪名も除かれた。各村の有志は協議して義人の碑を建て長久にその恩を伝ふるに至った。	『日本義民実伝』「第六 本橋次左衛門」「七 最期の覚悟」の部分。
九年十一月、茨城県真壁郡の土民二千人、税法に反対して蜂起す、……続いて、三重、名古屋、岐阜、堺、千葉などの農民竹槍旗を立てしも、説諭或は鎮台の力を以て平定しぬ、其結果地租百分の三を納むるの法を改め、百分の二分五厘と為して民心を和らぐるに至る	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1916	1100	飯南郡史	中林正三			25	三 重	
1923	930	那珂郡郷土史	塙泉嶺		宗教新聞社	316	茨 城	
1924	800	濃飛両国通史下					岐 阜	
1924	1230	真壁郡郷土史	塙泉嶺		宗教新聞社	94	茨 城	■
1926	701	明治奇聞 第三編	宮武外骨		半狂堂	33	東 京	
1926	1212	鈴鹿郡野史	柴田厚二郎			325	三 重	
1926	1212	鈴鹿郡野史	柴田厚二郎			325	三 重	●
1927	1213	明治初年の世相	横瀬夜雨		新潮社	131	東 京	
1927		東茨城郡誌下巻	東茨城郡教育会			975	茨 城	
1929		同時代観三十九	三宅雪嶺	『我観』第64号	我観	135	東 京	●
1930	105	日本農民闘争史	木村靖二		白楊社	355	東 京	
1932	520	明治維新の変革に伴ふ新しい階級分化と社会的政治的運動	平野義太郎	「日本資本主義発達史講座」第一部明治維新史	岩波書店	110	東 京	

記載	備考
……此動起により百分の三を納付すべき地租は百分のニケ半に輕減せられて局を結ぶに至れり……	
小瀬村之部……暴動の目的は地租引下を願ひ農民の負担を輕減せしめんが為なりき中途にて破れたりと雖も此報遂に政府に達し天下の公論を動かし百分の三なる地租は百分のニケ半に改められたり。……	
翌月地租を減じて百分の二分五厘とす。	
町屋騒擾……一時下館に帰來し下妻に向はんとせしかば竟に事無くして鎮静に帰し即時解散せり、当時の落首に曰く 竹鎗の先で突出す二分五厘	
暴動に懲役人 農民の暴動に懲役人を使った奇聞が二件ある。其一つは、伊勢の農民が獄中の懲役人を引き出して加勢せしめたことで『明治小史』といふ大蘇芳年の絵草紙には其記事があり……	大蘇芳年の錦絵新聞中の懲役人の図が掲載されている。
……翌年一月ニ至リ百姓暴動ト題シタル数ヘ歌ヲ印刷セル小冊子県下各地ニテ販売セラレシガ其仲ニ士族ガ官庁ニ党セシヲ意外トセシ詞句アルコト左ノ如シ 三ツトセ 三重の県庁に押寄せて土族さんの出るとは知らなんだ 此油断シテ……	
○明治十年（二五三七年）一月、地租改正シテ地価ノ二. 五%トナス道傍ニ狂句アリ「竹槍でちょっと突き出す二分五厘」コレナリ……	
茨城・三重の百姓一揆 ……暴徒最初の声言は石代不当と納租の切迫とを訴ふるによつたので、愛知県人との連合が出来る筈だったけれど、何分にも監獄から縛られた不逞の徒が、焚掠しつつ、遁走しつつ暴行の限りを尽くしたので、疲労するとあとが続かず、燎原の火もわづかに一日で消えたのである。しかも捕へられて、四日市の獄に繋がれた者二千四百人、災禍四十二ヶ村に亘つてゐる。……今と違ふから仕方の無いようなものの、当時新聞記者で誰一人、騒乱のあとを探つて社会に報じた者が無い。（有つたかも知れないが、私の目に触れないのを残念とする）……	翌年の減租の詔勅には触れていない。したがつて、騒乱の後を探つた記事は多くあつたのであるが、それをそれとして横瀬は眼にする事がなかつたのだろう。
……暴徒鎮定後、此地方に俗謡起り『今般亂民暴動の、其元をただせば小祝の、原野で集会始まつて……困つたものだよ權令さん、今年のお米の安いのに……』などと唄ひ流れりと。……	1973/25/19名著出版より再刊。
明治十年（一） 明治十年一月四日、政府初めに天皇正院に親臨し、経費節約、地租軽減を仰出され、詔に 朕惟ふに…… といひ、尚ほ地方費は正租の五分一を超過すべからずとの布告あり。世間に「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」といふが如き川柳の出づ。……	後に、『同時代史 第一巻』（1949年岩波書店）495頁に掲載される。
明治十年一月四日、政府は農民の歓心を得んが為に地租を輕減して二分五厘とし、地方税もまた輕減し、新米が市場に初めて出る時は、之を買い上げて米価を高め、地租納付者の便を図つた。	
……*明治十年の「減租」を余儀なくさせたのは、この二大一揆の運動によるものであるから、「減租」を西南戦争に対する士族牽制策とのみみる見解（服部、明治維新史一五三頁）と本文とは異なる。	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1934	299	日本資本主義社会の機構	平野義太郎		岩波書店	116	東京	●
1937	901	小瀬義民の顛末	高井良水		秀錦堂印刷所	514	福島	■
1938	1200	津島町史	津島町役場		津島町役場	242	愛知	
1941	110	菰野町史	近藤謙藏		菰野町	306	三重	●
1941	414	農村史	小野武夫		東洋経済新報社	49	東京	
1941	414	農村史	小野武夫		東洋経済新報社	191	東京	
1945	213	近世日本国民史 第九十五巻 西南役緒編	徳富蘇峰		時事通信社	121	東京	●
1946	901	天皇制の歴史	井上清	歴史学研究会編 『歴史家は天皇制をどう見るか』	新生社	72	東京	○
1947	620	くにのあゆみ批判 正しい日本の歴史	井上清		解放社		東京	

記載	備考
<p>……＊明治十年の「減租」を余儀なくさせたのは、この二大一揆の運動によるものであるから、「減租」を西南戦争に対する士族牽制策とのみみる見解と本文とは異なる。なお「竹槍で一寸突き出す二分五厘」の本一揆については、明治九年十二月、十年一月の『東京日々新聞』、また『伊東公全集』第三巻七六頁、『田健次郎伝』をみよ。</p>	<p>資本主義発達史講座の論文には「竹槍で…」の記載はなく、この2年の間に付け加えられたものだと考えられる。</p>
<p>またこの一揆が、いかに民間にもてはやされたかは、様々な落首、狂句の類が流布されたことによつても、その一斑を知り得る。石島信吉の戯作と称せらるるものに、左の二つがある。 竹槍に一寸さはつて二分五厘。押せ押せ（小瀬々々）と小舟に積み而岩の間に舵取り損ね首を捨松。……</p>	
<p>（減租の詔勅を述べて）……必ずしもこの暴動のためのみではないけれども、暴徒もその願望を満たしたと見られよう……</p>	
<p>本県暴動と前後して茨城県下にも同一の暴民蜂起せしにより、政府は実情を調査し明治十年以後地租率を地価の百分の二個半に減ぜられたり（為に「竹槍でちょっと突出す二分五厘」ナドノ狂歌ヲ賦セシモノアリシトゾ）……</p>	
<p>而して明治新政府が施行したる地価百分の三は当時の農民に取りて必ずしも高率ではなかつたけれども、地方によりては地価の算定不公平なる為に農民の不満を呼びたるもの少なからず、遂に明治七、八、九年に至りて各地に農民暴動の起こるを見た。斯かる農民の不平を緩和する手段として政府は明治十年既に定めたる地租率百分の三を百分の二・五に軽減したのであるが、……</p>	
<p>三重県と茨城県に地租改正を原因として騒動が起きたのは明治九年の歳末であるが、翌十年の正月に地価百分の三の税率が百分の二半となり、同時に付加税も従来は三分本租三分の一を超過すべからずとなつてゐたのが五分の一より超過すべからずと改められた。……</p>	
<p>……政府も此の農民の示威運動には、頗る当惑し、遂ひに明治十年の首に至りては、地租三分を二分五厘に減ずるの布令を発するに至つた。当時の川柳に、「竹槍で一寸突き出す二分五厘」とあるは、正しく其の現状を道破したものであった。</p>	
<p>六 国民の国家か、天皇の国家か……九年、三重地方を中心に美濃尾張にまで波及した農民一揆、茨城の一揆等は、政府をして終に地租を地価の百分ノ三より二・五に減ぜしめ、人民の間に竹槍でどんと突き出す二分五厘ともてはやされた。……</p>	<p>後、東大新書『天皇制』所収。また後に、久野収・神島二郎編『「天皇制」論集』（三一書房、一九七四年）に再録。同書では「九年」を「七六年」に改めている。久野編著では『歴史家は天皇制をどう見るか』の出版社を三一書房とするが、初版は新生社の出版である。</p>
	<p>初版では、増訂版に出てくる「自由民権」の項目が無く、竹槍の記載もない。</p>

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1948	85	日本歴史	井上清		ナウカ社	85	東京	
1948	225	日本農民運動史	青木恵一郎		民主評論社	3	東京	
1948	400	日本歴史読本	東京大学国 史研究室内 日本史研究 会編		大地書房	214	東京	
1948	900	日本史の学習指導	高橋礪一	国民の歴史		95	東京	○
1949	105	日本女性史	井上清		三一書房	233	東京	○
1949	400	世界の歴史 4 日本	遠山茂樹・ 石母田正・ 高橋礪一		毎日新聞社	245	東京	○
1949	599	日本の歴史	民主主義科 学者協会歴 史部会・歴 史学研究会		潮流社	198	東京	○

記載	備考
……「竹槍はきられてもまたもとの槍」と川柳にもあります……	ここは、地租改正反対一揆についての記述ではなく、江戸時代の百姓一揆についての記述である。ドンとつきだす、の表現はない。
地租改正から明治三十年代に至る騒擾、それは官僚政府による資本の本来的蓄積過程の搾取に反対したもので租税軽減、徵兵令改正、貧民救恤をスローガンとしたもの（政治的）小作料の軽減、借金棒引（経済的）を要求したもの等がある。秩父暴動を代表的典型とする政治的暴動は、以上の要求を持つ農民を基礎にしたものである。	
地租改正と農民騒動 ……殊に、明治九年の末に新地租に反対する二つの大騒動が起こりました。一つは茨城県の騒動で、一つは三重県から起り、あとといふ間に愛知、岐阜、堺に広がって行った大騒動です。政府も已むを得ず、翌十年地租を減額する処置に出たのでした。……	
……やがて地租百分の三を百分の二・五に引き下げる猛運動に成功し、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」としばしの凱歌をあげるに至る……	後に、『新しい歴史教育の道』（1949/7）に採録。頁数は『高橋磧一著作集』第5巻（あゆみ出版、1984/8）のもの。
一八七六年、三重、愛知、茨城の各県に大一揆がおこり、地租を引き下げよと要求した。あわてた政府は二分五厘にへらすほかなかつた。人民はこれを、「竹槍でどんとつき出す二分五厘」といったが、これも小作人には、とりたてて利益にもならなかった。……	頁数は、1953年発行の12版のもの。初版のはしがきは1948年11月。
自由民権……一八七六年（明治九）一西南戦争の前年一茨城県や三重県に、ほとんど全県あげての地租改正反対の大一揆が起つて、政府を驚怖させた。これを見た大久保利通は「最近に至つては、所々に群集が蜂起し、人心のみだれは麻の如くである。この理由は他でもない。地租や民費が農民に重くして、常に民力に堪えぬからである。若し政府がこのまま放置すれば、議論は忽ち天下に沸き立ち、ただ農民に止まらず、遂に統御すべからざる状況となるであろう。」と述べて、地租の軽減を主張した。この結果地価百分の三の税率を二分五厘に減ずる旨の詔書が出た。当時の人は「竹やりでどんとつきだす二分五厘」とうたつた。地租軽減の原動力はまさに「竹槍」にあった。……	執筆分担が明示されていないので、遠山か高橋かわからない。
…1872年から1876年にかけて、またも全国に大きな一揆がひろがった。ことに76年、地租軽減をのぞんで三重（ミエ）県、愛知県、岐阜（ギフ）県といったいにひろがったもの、おなじ年、茨城（イバラキ）県にひろがったものは、ひじょうに強かつた。政府はしかたなく、地租を100分の2.5にへらした。当時の人びとはこれを見て、「竹やりでどんとつきだす2分5厘」といった。…	
おわりに…この書は1948年2—5月のあいだに、われわれ民科歴史部会、歴研のメンバーが研究の成果や教育の体験をこめて、協力して作りあげたものである。人民の立場から正しい日本史のテキストをつくって、日本の民主化に役立てたい…一応書き上げられた原稿は複写にして小委員会で検討し、さらにこれをプリントにして、全員で検討して書き改めた…	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1949	700	明治維新における指導と同盟	服部之総	社会構成史大系 第二卷		232	東京	●
1949	710	同時代史第一巻	三宅雪嶺		岩波書店	495	東京	●
1949	800	明治維新の話	服部之総		ナウカ		東京	●
1949	820	亡びゆく社会と生れくる社会	井上清		全通信労働組合出版部	164	東京	○
1949	1000	松阪の歴史	松阪市史編纂所		松阪市教育委員会	27	三重	●
1949	1005	日本の革命	井上清	『革命史講座』 1所収	ナウカ社		東京	○
1950	510	日本人民の歴史	羽仁五郎		岩波新書	78	東京	●
1950	520	日本の歴史 増補 くにのあゆみ批判	井上清		ナウカ社	249	東京	○

記載	備考
明治初年の農民一揆でその目的を政治的に貫徹したものはおそらくこのワッパ事件のほかには明治九年の、「竹槍でちょっと突き出す二分五厘」と言われた三重・茨城両県の地租改正一揆くらいのものであろう……	服部之総著作集第五巻（1955年3月、理論社）。服部之総全集11巻84頁。
尚ほ地方費は正租の五分一を超過すべからずとの布告あり。世間に「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」といふが如き川柳の出づ。	執筆時点は、昭和四年1929年の『我観』誌上において。
明治九年のおわりに三重県や茨城県でそのため大規模な農民暴動が起こりました。あわてた政府は地租を地価百分の三から二固半に負けました。「竹槍でちょいと突き出す二歩五厘」というのがそれです。……	1948年11月の「ナウカ講座」の講義録。服部之総全集12巻292頁。
ところが一八七六年に三重県から、愛知県、岐阜県のあたりに、および 茨城県にいざれも地租をへらせという要求をかがけて主として自作小作農民の大一揆がおこった。そのころはちょうど西郷隆盛らがまさに叛乱をおこす前夜で、反動的士族の叛乱が相次いでいたが、政府は西郷の叛乱さえもたいしておそれなかったのに、この農民一揆にはまったくきもをつぶした。これこそはじぶんたちを根本からひっくりかえす力になりうるものだということを感じざるをえなかつた。そこで急いで地租を地価の三分から二分五厘にへらした。これが「竹槍でどんとつき出す二分五厘」として当時の人民からさかんにもてはやされた。……	1949年4月26, 27日の全通東北地方労働学校での講義「社会発展史」に「むすび」の章を加えたもの。はじめには、6月23日。「竹槍で」の部分は、付け加えられた「むすび」の部分に記されている。
……当時の落書に「竹槍で一寸突き出す二分五厘」と云つたのがこれである。……	大西源一の口述を筆記したもの。1955/8に松島博が序文をつけて刊行し、その後、1972に三重新聞社から『松阪の歴史』として復刊された。
一八七六年に、地租の引き下げを要求した大一揆が、東海地方と関東地方をゆるがせた。それはたちまち全国に波及しそうな勢いになった。……勤労人民の団結がひろまりかたくなれば、天皇政府も根本からひっくりかえされるというのでえらい心配をしまして、あわてて地租を下げた。それまで地価の百分の三をとっていたのを百分の二・五にした。それで、全国の革命的人民は「竹槍でどんとつき出す二分五厘」といって、人民の団結の威力を自覚した。……	日本民主主義文化連盟が1949/4に行った「人民大学」での「革命史」講座の速記録に加筆修正して刊行されたもの。
……明治天皇政府が一八七三年に定めた地価の百分の三の地租を百分の二分五厘に軽減せざるを得ないこととなつたとき、日本人民はこれを「竹槍でちょっとつき出す二分五厘」と云つた。……	成稿は1948年。1949年4月、日本太平洋問題調査会の刊行物『日本社会の基本問題』に収録。
自由民権……一八七六年には地租軽減を要求する大一揆が中部地方、関東地方で起こつた。政府はろうばいして、地租を三分から二分五厘に下げた。民衆は「竹槍でどんとつき出す二分五厘」とその勝利をうたつた。……	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1950	599	日本ブルジョワ民主主義運動史	平野義太郎	東洋文化第二号	東洋文化研究所		東京	●
1951	210	明治維新	遠山茂樹		岩波書店	323	東京	
1951	1225	自由民権運動	井上清	新日本史講座	中央公論社	27	東京	○
1952	501	伊勢農民暴動	吉村守一	『伊勢公論』五月号	伊勢公論社		三重	
1952	701	三重県における暴力革命の可能性	巻頭言	『伊勢公論』第五号	伊勢公論社		三重	
1952	920	地租改正と殖産興業	井上晴丸	『日本歴史講座』第五卷。	河出書房	117	東京	○
1953	600	百姓一揆概観	林基	世界歴史事典一六卷	平凡社		東京	○

記載	備考
<p>殊に、明治九年の茨城県の真壁郡、那珂郡の非常に大きい農民一揆「竹槍でちょっと突出す二分五厘」ということが唱えられており、あの運動の結果地租が減額（明治一〇）になったのである。伊藤博文の三条太政大臣に対する建白書に「富民益々頑、貧民益々衰へ小民蜂起の害を現出す」（伊藤公全集第三巻七六頁）といい、減租の詔勅は「兆民疾苦休養の途を念ふ」。或は三重、愛知、岐阜に拡がり、かつその蔓延する速度の急であった明治九年の三重、愛知、岐阜一円に亘る大騒擾なども、新地租の軽減のための抗争ではなく……特に茨城県の真壁郡になつて栃木県寄になつてゐる所で……真壁の農民一揆が非常に大きいものであった。……「竹槍でちょっとつき出す二分五厘」で多少減租になり、……</p>	
<p>この間、大久保は、木戸・伊藤などの援助をえて、難局の処理にゆるがぬ足取りを見せた。彼等は、茨城・三重の大農民一揆の報を受けとるや、時を移さず、世上物議の沸騰せざるうちに、先鞭をつけるの策を凝議、「小民蜂起の害」を防止するために、十年正月地租率を地価百分の二分五厘に減じ（五厘の軽減）「親く稼穡の艱難を察し、深く休養の道を念ふ」との詔書を発した。政府はこれを以て、当面農民一揆を慰撫し、全力をもって、西郷派の圧迫を行つた。……</p>	
<p>なかんずく十二月にいたり三重・愛知・岐阜の隣接する三県下一部および大阪府下に起つた地租引き下げの大一揆は政府の心胆を寒からしめた……地租軽減の詔を発して地価百分の二分五厘とし民心の慰撫につとめた。時人これを「竹槍でどんと突き出す二分五厘」とうたつた。大衆が自分自身の力にはっきりした自信をもつてきた。……</p>	<p>岩波現代文庫『井上清史論集2 自由民権』（2003.12）に収録。</p>
<p>……しかし、三重の農民の犠牲は無駄ではなく翌十年一月「地価百分の二・五と被定候」と太政官布告があり、さらに、地租徴収期を六期に分け、田地租は第四期に半分、第五期に十分の三、第六期に十分の二、と三分割になり、「大埋納を願出づる者あらばその納むべき金額を前条平均相場にて算出得る所の米額を納入せしむ」と政府の譲歩したあとをみせている。……</p>	
<p>明治初年のことではあるが、伊勢の農民が、明治絶対専制のとった地租改正に不満を抱いたことから、全県下を巻き込んだ暴動に発展したのである。……こうした背影から蜂起した農民の力は、他ノ農民をも引づりこんでゆく力をともなうものである。一それがたとえ暴力によって威圧を与えるものであっても一……</p>	<p>この様な革命的伝統のある三重県で社会主義革命の可能性を探る論文。</p>
<p>「ドンとつき出す二分五厘」と諱われたように、明治政府は九年十一月の茨城県真壁郡の騒擾、つづいて十二月の伊勢暴動の巨大な衝撃をうけた時に、あわてて（その暴動から一ヶ月とたたない明治十年一月）詔勅をもつて地価百分の三を百分の二・五に引き下げるを得なかつたのである。……</p>	<p>後、『井上晴丸著作選集』第四巻（雄渾社、1972年）43頁に再録された。</p>
<p>……しかし、地租改正による新しい地租をはじめて納入する七年後半からの一年間には、三重・愛知大一揆、茨城石塚暴動を含む一六件の一揆を爆発させ、ついに地価三パーセントの地租を二・五パーセントに引下げさせるのに成功している。「竹槍でどんと突き出す二分五厘」とうたわれたこの大闘争を境にして、以後数年間は、大体年平均数件といちじるしい衰退がみられる……</p>	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1953	700	日本歴史の学習指導細案	高橋礪一・今井譽次郎	教育		277	東京	○
1953	1000	教師のための日本歴史－展開と資料－	歴史教育者協議会		河出書房	158	東京	○
1953	1115	農業における日本の近代の形成	井上晴丸	『日本農業発達史』第一巻	中央公論社	67	東京	○
1953	1201	茨城県郷土研究	茨城大学教育研究所		茨城県教職員組合	421	茨城	
1954	110	物語 日本の農民運動	井上清・深谷進・服部知治・新井義雄・江口渙・宮川寅雄・山崎春成		理論社	62	東京	○
1954	320	日本ブルジョア民主主義運動史の概要とその問題点	平野義太郎	『日本資本主義社会の矛盾』所収	理論社	142	東京	●
1954	325	伊勢農業発達史序説	和崎皓三	『日本農業発達史』第二巻	中央公論社	594	東京	○

記載	備考
<p>ニ、自由の叫び 1. 自由民権 の4. 新政府の地租が高率で小作人が苦しむと共に、地主も不満であったので、地主・小作人ともに百姓一揆を起こして政府をおびやかし、これらの人びとの声は自由民権運動となって高まった。の「指導上の注意」として「4. 一八七六年（明治九年）茨城や三重・岐阜・愛知などで、ほとんど全県あげての大農民一揆が起り、政府をして地租の税率を地価の百分の三から百分の二・五に引き下げさせ、闘争に勝った。当時の人びとは「竹槍でどんとつき出す二分五厘」とうたつた。……</p>	
<p>課題 士族の叛乱と農民の反抗どちらが政府にとっておそろしかったか。（58）それはなぜか。 (58)竹槍と士族 政府は一八七六年、地租を減じている。「竹槍でどんとつき出す二分五厘」……</p>	<p>「はしがき」にかえて は高橋礎一が執筆。執筆者には小沢圭介、佐藤伸雄が入っている。</p>
<p>この伊勢暴動は（その直前の十一月には茨城県真壁郡に大規模な騒擾がおきている）、地租改正騒擾のクライマックスをなした。……伊勢暴動の後一ヶ月と建たない一八七七年（明治一〇）一月、政府は急遽詔勅をもって、地価百分の三を百分の二・五に引下げるの举に出でざるをえなかつた。世に「竹槍でどんと突き出す二分五厘」と諷われたのがこれである。</p>	
<p>農民暴動……政府が課税の標準を、収穫高からの地価の賛百分の三であったものを百分の二・五に軽減したのは、この暴動直後のことであった。……</p>	
<p>……大久保利通一当時の政府の事実上の独裁者一などは、士族の反乱は恐るるに足らずとしながら、農民大衆の反抗は心痛にたえず、翌七七（明治一〇）年一月四日、地租軽減の詔を出し、地価の三分を二分五厘に引き下げた。農民はこの勝利を「竹槍でどんとつき出す二分五厘」とうたつた。大衆が自分の力にはつきりした自信をもつたのである。……</p>	<p>「竹槍でつき出した二分五厘* 地租軽減から自由民権へ*」という項目での叙述、執筆者は明示していない。</p>
<p>殊に、明治九年の茨城県の真壁郡、那珂郡の非常に大きい農民一揆「竹槍でちょっと突出す二分五厘」ということが唱えられており、あの運動の結果地租が減額（明治一〇）になったのである。伊藤博文の三条太政大臣に対する建白書に「富民益々頑、貧民益々衰へ小民蜂起の害を現出す」（伊藤公全集第三巻七六頁）といい、減租の詔勅は「兆民疾苦休養の途を念ふ」。或は三重、愛知、岐阜に拡がり、かつその蔓延する速度の急であつた明治九年の三重、愛知、岐阜一円に亘る大騒擾なども、新地租の軽減のための抗争ではなく……特に茨城県の真壁郡になつてい栃木県寄になっている所で……真壁の農民一揆が非常に大きいものであった。……「竹槍でちょっとつき出す二分五厘」で多少減租になり、……</p>	<p>初出は東洋文化第二号（1950年5月）で、それに加筆したもの。</p>
<p>伊勢暴動は、勃発の前月、茨城県真壁郡にまきあがつた騒擾とともに、明治十年ついに地価百分の三を二個半にせしめた。世にいう「竹槍でどんとつき出す二分五厘」と諷された狂歌こそは、いみじくも言い当てたものといえよう。</p>	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1954	325	近代日本の歴史	遠山茂樹		通信教育振興会	17	東京	○
1954	1199	伊勢国の百姓一揆	筑紫申真		日本歴史78	29	三重	○
1955	727	百姓一揆研究史おぼえがき	林基	『百姓一揆の伝統』	新評論	305	東京	○
1955	920	西郷隆盛	小西四郎	『日本歴史物語』5近代のあけばの	河出書房	120	東京	
1955	1030	三重県農民運動史調査報告	法政大学経済学部学術研究部農業問題研究会		法政大学経済学部学術研究部農業問題研究会	43	東京	○
1955	1115	日本近代史 上巻	井上清・鈴木正四		合同出版社	96	東京	○
1956	100	射和文化史	山崎宇治彦		射和村教育委員会	372	三重	
1956	601	小瀬村史	石川豊		小瀬村役場	174	茨城	
1956	715	日本資本主義の成立Ⅱ	楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力		東京大学出版会		東京	

記載	備考
<p>そのため地租改正に反対する農民一揆は、又もや非常なはげしさで起き起り、徵兵反対の要求と共にその波はどこまでも拡がって、とどまる所を知らないほどになりましたので、政府は驚きおそれて、ついに一八七六年（明治九年）地価百分の三の税率を二分五厘に引下げたのでした。当時の人々はこれを「竹槍でどんとつき出す二分五厘」とうたいました。</p> <p>御一新に失望し、次々の政策にいよいよ期待を裏切られた民衆の怒りは激しく爆発したのでした。そのエネルギーは次の自由民権運動となって高まってゆきました。</p>	編集は郵政省人事部能率課
<p>……このような準備の上有名な明治九年の伊勢暴動が起る。「竹槍でどんとつきだす二分五厘」の成果を挙げたこの一揆は地租改正に当つて水呑小作の故に土地所有権を帰属せしめられなかつた貧農層の不満が、その根底をなしていたとみるべきであろう。……</p>	筑紫申真は、当時亀山高校の教員。
<p>……明治九年の三重、茨城の大一揆に代表される農民のたたかいは地価の一、〇〇〇分の五の地租引下げをかちとつた。「竹槍でどんと突き出す二分五厘」とうたわれたように、竹槍蔦旗の「頑愚固陋」の「暴民」どもの団結とたたかいのみが国民の生活と幸福をまもりすすめるのだということがひろく国民の間の確信になっていった。……</p>	
<p>……1877年のはじめに、政府は農民の要求を入れて、租税を約二〇パーセント程軽くした。これは一つには鹿児島の反乱を予想して、おこなつたことであつた。……</p>	
<p>……これを聞いて三重ノ農民は如何に喜んだことであろう。減税は三重の、否日本全国の農民の尊い犠牲によって克ちとられた勝利であった。だから彼等は「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と、勝利の唄を声高らかに歌いはやしたのである。……</p>	<p>ガリ版刷り。調査は、8/30～9/7迄行われた。調査団のリーダーは大島清法政大学経済学部教授。三重県サイドは、三重労連が中心となり、河合秀夫、大山峻峰、梅川文男、上田音市などが協力した。</p>
<p>……政府はついに七七年一月四日、地租を地価の二分五厘に、その付加税率を三分の一から五分の一に下げた。（ぜんたいとして四分から三分にさがる。）民衆は「竹槍でどんとつきだす二分五厘」とうたい、自分の力に自信をもつてきた。……</p>	<p>頁数は、1957/1/10発行の第13刷のもの。</p>
<p>伊勢暴動がその動機をなしたとは申されないが軽減の発令を早めたことは否めない……</p>	
<p>……地価百分の三の高率であった地租も百分の二分五厘に引き下げられ事实上農民の勝利に歸した（茨城大学新聞抜粋）……</p>	<p>石川豊は小瀬村書記。S30/12/3に80周年を記念して大字西根に義民堂を建立し除幕式を行つた。</p>
<p>……その結果、政府もついに七七年一月にいたつた、地価百分の三の地租税率を百分の二・五に引き下げ、同時に地方税たる地価割りもじゅうらい本租の三分の一以下に制限されていたのを五分の一以下に改めざるを得なくなつた。……このような農民一揆の歴史的意義を考える場合には、このような変化は十分重視されなければならないであろう。……それは資本主義の発達を阻止し、農村を中世的・牧歌的な状態にとどめようとする、歴史的には反動的意義をもつものにならざるをえなかつたのである。……</p>	<p>竹槍はなし。そもそも肯定的な評価ではなく、一揆を反動と規定している。</p>

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1956	927	八里村郷土誌	八里村郷土誌編纂委員会		八里村役場	30	茨城	
1957		日本資本主義の發展と農業及び農政	井上晴丸		中央公論社	65	東京	○
1958	500	小学校教師のための日本歴史	歴史教育者協議会		河出書房新社	157	東京	
1958	1210	日本農民運動史第二巻	青木恵一郎		日本評論社	243-252	東京	○
1959	901	松ヶ崎郷土史	福江八郎		松阪市公民館 松ヶ崎分館	295	三重	
1959	925	歴史教育の資料と扱い方 6	加藤文三・吉村徳藏	歴史地理教育46号	河出書房新社	42	東京	○
1959	1025	伊勢片田村史					三重	
1959	1110	日本の歴史10明治維新	池田敬正・石井孝・井上清・鈴木正四・田中彰・遠山茂樹・奈良本辰也・原口清他		読売新聞社	268	東京	
1961	410	図説日本の歴史第七巻	大久保利謙編		中央公論社	25	東京	●

記載	備考
かくて、この農民一揆が、三重、愛知、岐阜、堺の一揆と共に……地租の課税率を百分の二・五に引き下げたことと直接関連性を持つものであることは明白な事実である。……	
伊勢暴動の後一ヶ月とたたない一八七七年（明治一〇）一月、政府は急遽詔勅をもって、地価一〇〇分の三を一〇〇分の二・五に引下げるのに出ざるをえなかつた。世に「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と謳われたのがこれである。……	日本農業発達史第一巻掲載のものを改訂した。後に井上晴丸著作集第五巻に採録
地租改正……地租が改正になったが、実際に政府に納める租税の額は昔の年貢とそれほど変わらない程重いものでした。……そこでほうぼうの農民が政府に向かって地租改正に反対する一揆を起こしました。とくに、三重県、愛知県、岐阜県、和歌山県の四県にまたがる一揆は政府をあわてさせました。（『近代日本のあゆみ』より）	減租について触れていない。
……ひいては三県下にわたる「ドンと突き出す二分五厘」の俚諺で名だかい農民大蜂起の発端をなすにいたった。ここでいう「ドンと突き出す二分五厘」とは、農民が流血も辞さずに立ち上がって、天皇政府をして三分の税率を二分五厘に引き下げさせた、そのことを指すものであった。……ドンとつきだす二分五厘の来由……政府も地価の算定、納税率を百分ノ三から二分五厘に減ずる旨の詔勅を発して、全国百姓たちをいくぶんでも懐柔することにつとめた。これが当時の俚諺「竹槍でドンとつきだす二分五厘」の由来である……	
……一揆に悩んだ政府にも反省があつて、明治十年一月には、地租百分の三を、二・五に引き下げることとなりました。	
60. 地租改正と資本主義の育成 一度だけでなく、いやというほど見てきたにちがいない。「明治政府ができるて地租改正がおこなわれ、金納になつても、いままでと同じ額だけとられたので、農民のくらしは少しも楽になりませんでした。」地租改正についてそれだけの説明！次のことはが続く。「そこでおこりだした農民たちは百姓一揆を起こし、税金をさげろと政府にせまりました。竹やりでドンとつきだす二分五厘！」（例えば山下国幸『小学校歴史教育のカギ』、歴教協編『小学校教師のための日本歴史』その他） これでいいのだろうか。「殖産興業」についても、「政府は軍事工業をさかんにし、国の金でつくった工場や鉱山を資本家に安くはらいさげた」ということを教えるだけ！ 江戸時代の歴史で私たちは何を学んできたのであろうか。……	この連載講座は、後に一書にまとめられて1965年地歴社より『歴史教育の資料と扱い方』として刊行された。
地価百分の三より、百分の二個半に軽減することになった。	竹槍の記載なし。
翌十年一月、地価の三パーセントという地租の率を、二・五パーセント（二分五厘）に引き下がた。地方税の率も、地租の三分の一から五分の一に下がつた。「竹槍でちょいとつき出す二分五厘」。大久保・木戸は、農民に一時のアメをあたえながら、全力のむちを土族暴動に加えた。……	執筆者が誰かは確定できないが、書き方からすれば、遠山茂樹ではないかと思われる。
「竹槍でちょいとつき出す二分五厘」とうたわれたこの農民の抵抗は、やがて、一〇年代以降の自由民権運動の内に吸収され、平民民権の展開となつていった。……	大蘇の錦絵が使われているが、途中できられたりせずに全面が掲載されている。

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1961	425	農民運動史の段階区分	大島清	農民運動史研究会編『日本農民運動史』	東洋経済新報社	183	東京	■
1961	425	三重県農民運動史	大島清・大山峻峯	農民運動史研究会編『日本農民運動史』	東洋経済新報社	627	東京	■
1961	801	三重県地方史研究備要	三重県教職員組合		三重県学校生活協同組合	226	三重	○
1962	700	愛知の歴史	中村栄孝		世界書院	110	愛知	○
1962	920	地租改正の研究	福島正男		有斐閣	300	東京	■
1962	1000	大久保利通	羽生敦	『日本歴史物語』5近代のあゆみ	河出書房新社	62	東京	
1963	1010	多度町史	餐庭義門		多度町教育委員会	159	三重	●
1964	399	大久保利通	遠山茂樹	遠山編『近代日本の政治家』	講談社	351	東京	○
1964		三重県史	三重県		三重県	299	三重	
1965	908	歴史教育の資料と扱い方	加藤文三・吉村徳藏他		地歴社	207	東京	○

記載	備考
たとえば、数十万の農民が参加し、絞首刑以下五万余人に達する処刑者を出した伊勢暴動の直後、政府は地租税率を一〇〇〇分の五引き下げ二・五%と改めたことは、明らかにこの農民暴動の成果といわねばなるまい。「竹槍でグッと突き出す二分五厘」という、当時の民衆に歌われた文句は決して誇張ではなかったのである。……	
「竹槍でグッとつき出す二分五厘」と当時歌となった伊勢農民の血の犠牲は、政府への警鐘となり、西南戦争を前に政府は地租税率を一〇〇〇分の五引き下げ、一〇〇分の二・五と改めた。……	
……世人をして「竹槍でどんとつき出す二分五厘」と唄わせた	執筆は大林日出雄
……伊勢（三重県）でも、明治九年の一揆で、地租が三分から二分五厘に減ったではないか。あれがなかったら、きっとお上は減租などしなかったにちがいない。村の衆はあのころ、<竹槍でどんとつきだす二分五厘>とうたっていたが……	執筆は藤村道生。林金兵衛の回想シーンに登場する。
これは当時俗に「槍で突出す二分五厘」といわれたように、明治九年にあいつぎ、伊勢暴動においてその頂点に達した農民騒擾の下からの圧力の下に、明治絶対主義的政権が譲歩をよぎなくされてとった、非常の措置であった。	1970年に増訂版発行。
……翌日、明治天皇は地租を地価の三分から二分五厘に下げるという詔書を発した。すると全国におこっていた農民一揆は、一時、ほとんどおさまってしまった。……	1月3日に、大久保のもとを三島通庸が訪れ、大久保が減租の心算を三島に話すという設定でのフィクション
……当時の落首に 竹槍でちょっと突き出す二分五厘	
相次ぐ土族反乱……折から茨城・三重両県に地租改正に反対する大農民一揆が勃発した。……大久保も伊藤と地租軽減のことを協議し、内務卿・地租改正事務局総裁として、二十七日、地価百分の三を百分の二分五厘に軽減すべしとの建言書を提出した。これは農民の困苦を指摘し「所々聚群蜂起、人心の乱るる殆ど麻を糸すが如し」といい、政府がこれを放置すれば天下を統御すべからざるに至るであろうと論じている。この結果、明治十年（一八七七）一月四日、詔勅をもって減租が布告された。竹槍の力が、木戸・大久保を憂慮させ、この英断をとらせたのである。「竹槍でドンと突き出す二分五厘」。……	『遠山茂樹著作集』第二巻所収。頁数は著作集のもの。
「伊勢暴動」	300頁に芳年の錦絵が「伊勢暴動版画」と題されて掲載。
44 地租改正と資本主義の育成 ……日本の資本主義を育成するための資本はいったいどこで蓄積されたのだろうか。資本主義の発達を可能にしたものはなにか。今までの教え方はどうだっただろう。「明治政府ができて地租改正がおこなわれ、金納になつても、今までと同じ額だけとられたので、農民のくらしは少しも楽になりませんでした。」「そこでおこりだした農民たちは百姓一揆を起し、税金を下げろと政府にせまりました。竹やりでドンとつきだす2分5厘！」これでいいのだろうか。……ただ農民のくらしは楽にならなかつたというだけでは、歴史から何も学ばないことになる。…	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1965	1023	日本の歴史中	井上清		岩波新書	169	東京	○
1965	1225	三重県ポケット郷土史	中田・仲見・大林・平松・杉本・筑紫申真		朝日新聞社	160	三重	○
1966	915	日本の歴史20明治維新	井上清		中央公論社	436	東京	○
1966	927	激化する農民—揆一竹槍でどんと突き出す二分五厘—	林基	エコノミスト 1966/9		244	東京	○
1966	1127	地租改正、是か非か—農民の抵抗と守旧派の妨害—	丹羽邦男	エコノミスト 1966/11/27		95	東京	■
1967	423	朝日新聞東海版					愛知	○
1967	1200	東海百年					岐阜	○
1967		新講日本史	家永三郎・黒羽清隆		三省堂	443	東京	●
1968	205	史料維新の逸話	横瀬夜雨		人物往来社	223	東京	

記載	備考
伊勢暴動と西南戦争……十二月、三重県(伊勢)の全県下をおおうた農民蜂起は、愛知・岐阜・和歌山の隣接三県に波及し、日本の農民蜂起史上に空前の大暴動になった(伊勢暴動)。……このわきたつ民衆と西郷派士族が結合したらどうなるか、政府は心痛にたえず、七七年一月四日、地租を地価の二分五厘に、その付加税率を三分の一から五分の一にさげた。民衆は「 竹槍でどんとつき出す二分五厘 」と、自分たちの力に自信をもった。	
「 竹ヤリデドントツキ出ス二分五厘 」とうたっている……	
このいわゆる伊勢暴動は、百姓一揆と名付けるべき形態と水準の農民闘争の最高峰をなしていた。……農民はそれを評して「 竹ヤリでドンと突き出す二分五厘 」といった…	
大規模な伊勢暴動……一八日に三重県で起こった蜂起は……三重前頭、愛知、岐阜、堺県(現奈良県の一部)に及ぶ空前の大蜂起となり、…… 農民の闘争が勝つ……当時の民衆が「 竹槍でドンと突き出す二分五厘 」とうたつたように、これは民衆のかくとくした大きな勝利であった。……	エコノミストの連載記事「近代日本の争点」17に「民衆の抵抗」として掲載される。参考文献には『明治初年農民騒擾録』、『維新農民蜂起譚』、青木『日本農民運動史』第二巻、田村『近代日本農民運動史論』、木戸田「維新时期の農民一揆」が挙げられているので、青木の著書をもとにしたと思われる。林基『続百姓一揆の伝統』1971年、新評論、に「明治初年の農民闘争」と改題して採録。同書の244頁に記載。
……この地租改正事業の強行が、「 槍で突出す二分五厘 」とうたわれた茨城・三重の農民大暴動をひき起し、その結果政府は明治一〇年から、地価の一〇〇分の三と定めた地租を一〇〇分の二・五に引き下げたのだが、……	エコノミストの連載記事「近代日本の争点」25に「地租改正、是か非か」として掲載される。
「 竹ヤリでドンと突き出す二分五厘 」と、民衆はうたつた。	名古屋市立女子短大小島広次助教授、三重県史編集者真弓六一の談話がある。
民衆は「 竹槍でどんとつき出す二分五厘 」と、自分たちの力に自信をもつた。	
……時的人はいった。「 竹槍でチョイとつき出す二分五厘 」……	1986/5の三訂版も変更無しで、そのまま記載されている。
茨城・三重の大暴動……三重の暴動は伊賀から起つて、雲津、矢野、島抜、長常、小森らの頑民二千五百人と、大神宮廃職の宮雀、及び津の旧藩士と、……	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1968	303	物語 三重県社会運動史	大山峻峰	『社会新報』東海版連載の第9回	社会新報		三 重	■
1968	401	明治百年松阪略史	山田勘藏		夕刊三重新聞社	61	三 重	
1968	920	未完の明治維新	田中彰		三省堂新書	63	東 京	○
1968	930	地租改正	福島正夫		吉川弘文館	191	東 京	■
1968	1000	三重県多気郡明和町大字前野郷土誌	堀井光次			176	三 重	○
1968	1015	東海百年			毎日新聞社		愛 知	
1968	1030	地租改正反対一揆	相原総一	犬丸・桜井編『近代日本人民のあゆみ』第二章	新日本新書	79	東 京	○
1968	1103	漕代郷土史	菌部実蔵		三重県郷土資料刊行会	24	三 重	
1968	1110	茨城の明治百年	毎日新聞社水戸支局編		毎日新聞社水戸支局	54	茨 城	

記載	備考
<p>政府は……地租率地価百分の三を百分の二・五、地方税百分の一を百分の〇・五に引き下げる布告した。</p> <p>寒風の吹く、畦道にたった伊勢の農民は「竹槍でグット突き出す二分五厘」かと涙をのんで、しみじみ唄っていた</p> <p>それから数ヶ月が過ぎたころ、農村の子どもたちが「どうじやつくか、つかぬか」と火のないたいまつを振り、振り、家々の軒先を呼び歩いて、大道を意気軒昂と「暴動ごっこ」で遊ぶ姿が見うけられた。</p>	<p>暴動ごっここの典拠は示されない。創作だと思われる。</p>
<p>……入獄の一人十一区川俣の森村小倉正蔭の詠にいう。吾ここに住わぶらんと聞ならばふる里人やいかになげかん うきながらしばしまどろむ手枕に結ぶもあはれふる里の夢 後にこの人々も全部許され、又地租の課率も百分の二半に軽減せられて、官においても民意に応ずる処があった。……</p>	
<p>竹槍でドンと突き出す二分五厘</p> <p>……大久保は減租にあたってこう上申している。この減租は、当時「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と歌われた。……</p>	<p>60頁には、大蘇の錦絵が掲載され「三重県では、米相場が低いため地租の現物納を要求することから地租改正反対の大一揆が起った。その様子を描いた錦絵が、鎮定わずか一ヶ月後に発行された。（大蘇芳年画。1877年1月）」というキャプションが付けられている。</p>
<p>九年の地租改正騒擾と十年の減租……これに対して、伊勢暴動は最初から明白に地位等級・地価の決定をめぐり、改租当局と県区の役人を闘争の主対象として起った騒擾である。……茨城と伊勢の二大暴動は、地租五厘の減額をかちとて、「槍で突き出す二分五厘」といわれた。</p>	<p>大蘇の錦絵を掲載しキャプションに「三重県頑民暴動（伊勢暴動）の変件」としてある。</p>
<p>……（竹ヤリでドンと突き出す二分五厘）とうたわれた。</p>	<p>s11/7編纂、s43/10追補。竹ヤリで……の部分は追補だと思われる。</p>
<p>……「竹槍でドンと突き出す二分五厘」。農民は自分たちの闘争の成果をこんなにもはつきりと表現しました。……</p>	<p>「地租改正と農民暴動」の項目があるが、春日井郡の地租改正反対闘争の紹介が中心。</p>
<p>……この結果、地租の地価百分の三から百分の二・五に引下さるを得なくなった。……</p>	<p>1968/10/23の「明治百年祭」に対抗するために急遽編纂された。</p>
<p>火を吹く農村……一揆が鎮圧された後、那珂郡に次のような歌が流行した。「今般難民暴動の、そのもとをただせば小祝の、原野で集会始まり、ことしお米が安いのに、馬鹿な去年の御相場で、穀代六分一時納め、困ったものだよ権令さん……」大正末期頃まで、村の年寄達は思案にあると、額をたたいては「困ったものだよ権令さん」とよく言ったものだという。また、次のような数え歌も残っている。……この歌の節は大漁節からとり、村民から愛唱された。しかし、長い間に、しだいに忘れられてきたため、緒川村教育委員会は昭和三十八年八月、古の歌を録音して保存している。……</p>	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1968	1120	明治維新と現代	遠山茂樹		岩波新書	186	東京	○
1969	331	大淀郷土史	中野イツ		三重県郷土資料刊行会		三重	
1969	399	明治百年の序幕	芳賀徹	大世界史叢書第21巻	文芸春秋社	310	東京	○
1969	805	郷土史大系滋賀・三重・和歌山・京都	杉本嘉八		宝文館出版	130	三重	○
1972	400	明治郷土史	大島重敬編		三重民衆新聞社	33	三重	
1972	1110	松阪の歴史	大西源一		夕刊三重新聞社	64	三重	●
1973	715	茨城県の歴史	瀬谷・豊崎		山川出版社	237	茨城	●
1974	215	茨城県史料 近代政治社会編 I 解説	小島			39	茨城	■
1974	405	地租改正反対真壁一揆	斎藤茂	植田敏雄編『茨城百姓一揆』	風濤社	225	茨城	○
1974	801	地租改正反対一揆	伊藤忠士	日本民衆の歴史5「世直し」	三省堂	380	東京	○
1974	900	三重県の歴史	西垣・松島		山川出版社	220	三重	○
1974	1101	大和村史	飯島光弘編		大和村役場	448	茨城	■
1975	399	伊勢暴動根源記					三重	○
1975	925	新編 鈴鹿の歴史	仲見秀雄		鈴鹿青年会議所	236	三重	○
1975	925	新編 鈴鹿の歴史	仲見秀雄		鈴鹿青年会議所	237	三重	
1975	1025	三重県の歴史散歩	三重県高等学校社会科研究会		山川出版社	158	三重	○
1975		新編 鈴鹿の歴史	仲見秀雄				三重	○
1976	620	米の語る日本の歴史	旗手勲		そしえて	150	東京	○
1977	331	大宮町史	大宮町史編纂委員会編		大宮町役場	463	茨城	

記載	備考
……地価百分の三の地租を百分の二・五に減じた。「竹槍でドンと突き出す二分五厘」。……	
……この暴動の結果、政府は地租率を一〇〇分の三から一〇〇分の二・五記下に引き下げざるを得ませんでした。	
……農民は「竹槍でドンと突き出す二分五厘」に成功し、……	芳賀徹『明治維新と日本人』に改題。頁数は同書による。
「竹槍でどんとつき出す二分五厘」といわれたのも……	
「地租改正と伊勢暴動」の項目、記載無し	
……当時の落書に「竹ヤリでちょっと突き出す二分五厘」といったのがこれである……	
その後政府は、竹鎗でちょいと突き出す二分五厘 とうたわれたように、明治十年一月、地租を地価の百分の三から百分の二・五に引き下げたのである。……	
……一揆の中心だった上小瀬村に伝わる落首に「竹鎗に一寸さわって二分五厘」とある。落首はこの一揆が農民にもつた意味を端的に示しているといえよう。……	
……農民は「竹槍でドンと突き出す二分五厘」とうたい自信を強めた。……	執筆は斎藤茂（当時筑波東中学校教諭）
……農民たちは、「竹槍で、どんと突き出す二分五厘」と自分たちの一つの勝利を歓迎した。	執筆は伊藤忠士。
『竹槍でどんとつき出す二分五厘』と、長く人々の記憶に残ったのである……	
第五節真壁地方農民暴動 ……『真壁郡郷土史』はこのときの落首として曰く、「竹鎗の先で突出す二分五厘」……	
明治十年一月四日、政府は地租軽減の詔勅を発し、地価の三分を二分五厘に引き下げた。これを知った人々は、次のように歌いハヤした。「竹槍で、ドンと突き出す」二分五厘	執筆は山本泰弘（郷土史・警察史研究家）
……世間ではこれを、竹槍でどんと突き出す二分五厘 とうたった。	
……士族が官庁側に味方したことを意外として左の歌がある。 三ツトセ 三重の県庁に押寄せて 士族さんの出るとは知らなんだ 此油断して（鈴鹿郡野史による）	
……多くの犠牲者を出したが税率を二・五パーセントに引き下げさせたので、『竹ヤリでどんとづきだす二分五厘』といわれた。	
……世間ではこれを、竹槍でどんと突き出す二分五厘 とうたった。	
……この農民一揆による地租引き下げの圧力は「竹ヤリでドンと突き出す二分五厘」という歌にまで歌われている。……	
……明治一〇年に地租を一〇〇分の三から一〇〇分の二・五に、これに付加される地方税を三分の一から五分の一に軽減する旨を布告した。……また、大漁節の替え歌で、次のような数え歌ものこされている。 一つとせ、一つになろうよ小瀬小舟 本橋さまらがおんたいで この大きわぎ 二つとせ、不罪わからぬ官員が 不罪も知らずに首を斬る この大きわぎ 五つとせ、急ぎ足にてひまもなく 竹やりかついであぶら汗 この大きわぎ ……このように残された文書や歌などの大部分は、当時の政府のやり方に批判的であり、農民の行動に同情的であった。	一揆の隠し文の解説が掲載されている。

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1977	901	本邦地租の沿革解題	福島正夫		御茶ノ水書房	179	東京	■
1978	331	桂村郷土誌改訂版 改訂委員会	桂村郷土誌 改訂委員会		桂村教育委員会	52	茨城	
1979	324	茨城の歴史と民衆	木戸田四郎		ペリカン社	181	茨城	●
1979	400	飯南郡飯高町田引 粟野郷土史	矢ヶ瀬清一		光書房	185	三重	○
1979	1125	勝田市史 近代・現代編 I	勝田市史編纂委員会編		勝田市	76	茨城	
1979	1200	祖父江町史	祖父江町史編纂委員会		祖父江町役場	640	愛知	○
1980	1100	物語濃飛史近代編	川口半平		岐阜日々新聞社	77	岐阜	○
1980	1200	愛知民衆運動の歴史	伊藤英一		翠香書院	85	愛知	○
1980	1200	大治町史	大治町史編纂委員 野田昌		大治町役場	234	愛知	○
1980		郷土史事典 愛知県	栗原・林		昌平社	185	愛知	○
1981	0	郷土史事典 三重県	平松令三		昌平社	174	三重	○
1981	325	美杉村史 上巻			美杉村	599	三重	○
1981	327	度会町史			度会町	199	三重	○
1982	320	松阪市史第一四巻	松阪市史編纂委員会		松阪市	523	三重	○
1982	331	緒川村史	緒川村史編纂委員会編		緒川村	188	茨城	○
1982	331	勝田市の歴史	勝田市の歴史編纂委員会編		勝田市	271	茨城	○
1982	1200	美和町史	美和町史編纂委員会		美和町	144	愛知	

記載	備考
……世間ではしごく即物的に「槍で突出す二分五厘」とうたつた。	
政府は翌十年より地租を一〇〇分の二・五に引き下げるに至った。……	小瀬一揆隠し文の写真が掲載されている
……全国の農民が「竹鎗でちょいとつきだす二分五厘」という都々逸を歌って那珂・真壁両郡をはじめ各地の犠牲者の冥福を祈るとともに農民闘争のさらなる前進を誓いあつた……上小瀬村には闘争をたたえるいくつかの唄が残されている。数え唄のなかには次のような唄もみられる。一つとせ 一つになろうよ 小瀬・小舟 本橋様らがおんたいで この大きさわぎ ……	
……そこで得たものは全日本の農民のものになったのである。『竹槍でどんとつき出す二分五厘』と、長くひとびとの記憶に残ったのである。……	
…九年の真壁暴動・那珂暴動・伊勢暴動の結果、地租が地価の一〇〇分の三から一〇〇分の二・五に減額となったので……	竹鎗記載はなし。執筆は大江志乃夫。
……なお、「竹槍でどんとつき出す二分五厘」といわれたように地租率は……	
これを聞いた農民たちは、竹鎗でドンとつき出す二分五厘と、一揆の効果を歌った。	
……農民は「竹槍でどんと突き出す二分五厘」とうたい、自分たちの力に自信を持った。	伊藤英一は、1987年に新版を出しているが、記述はほど同じ。
……こうしたことから、「竹槍でドント突き出す二分五厘」の川柳が流行した。……	1975年の「大治町史稿」では、竹槍の記述はなかった。
それでも、明治九年、三重県では地租改正反対一揆が暴動化し、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」割れとうたわれたようになつた。	
……このことを当時の人たちは、「竹槍デドント突キ出ス二分五厘」と唄つた。	執筆は大林日出雄
……「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と、当時の俗謡ははやし立てた。	
……“竹槍でドンとつき出す二分五厘”は伊勢暴動の経過をよく表している……	
……「竹槍でドンとつき出す二分五厘」という俗謡がその直後に生まれた。	執筆は、編纂委員の山本泰弘氏
……今般乱民暴動の……此の方百姓竹鎗勢、逃げたが元より覚悟の前、また数え歌で、大漁節の替え歌がある。一つとせ、ひとつになろうよ小瀬小舟 本橋さまらがおんたいで この大きさわぎ…竹槍でドンと突き出す二分五厘 という狂句は有名だ。また狂歌に、押せ押せ（小瀬小瀬）と小舟につみて 岩の間に舵とり損ね首を捨松 このように残された文書や歌で見る限り、庶民は一揆を罪悪とはみていない。……	
「竹鎗でどんと突き出す二分五厘」	
……四日市方面に起きた百姓一揆は……地租軽減に踏み切らしめた。	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1982	1201	日本の歴史 4 明治維新	家永三郎他		ほるぷ出版	203	東京	○
1982	1230	山方町誌下巻	山方町誌編纂委員会		山方町文化財保存研究会	46	茨城	○ ●
1983	330	和歌山県警察史第一巻	和歌山県警察史編纂委員会		和歌山県警察本部	576	和歌山	○
1983	501	三重の歴史ものがたり			日本標準	164	三重	○
1984	301	飯南町史	飯南町史編纂委員会		飯南町役場	1008	三重	○
1984	301	飯南町史	飯南町史編纂委員会		飯南町役場	1031	三重	○
1984	1221	小瀬一揆録	高井良水		緒川村郷土文化研究会	82	茨城	○ ● ■
1984		自由民権革命の研究	江村栄一		法政大学出版局	16	東京	
1985	730	明野町史	明野町史編纂委員会編		明野町	828	茨城	○
1985	1100	陣屋町大矢知かいわい	青木谷彦		谷彦文庫	204	三重	○
1986	701	瓜連町史	瓜連超誌編纂委員会編		瓜連町	641	茨城	
1986	731	飯高町郷土誌	飯高町郷土誌編纂委員会		飯高町	456	三重	○
1987	328	伊勢暴動書類	堀井光次編		堀井光次	40	三重	○
1987	331	三重県史資料編近代I	編纂委員会		三重県	17	三重	○

記載	備考
農民たちは、たとえ一揆は鎮圧されたとはいえ、その血でもつて、地租の軽減をかちとったのである。かれらは、その勝利をたたえて、「竹槍でドンと突き出す2分5厘」と、流行歌にして歌った。	執筆は、鈴木良一・加藤文三・黒羽清隆
これら相次ぐ農民一揆に、明治政府は大きな衝撃を受け、地租の過重を認め、明治一〇年一月地租率を地価の百分の三から百分の二・五に引き下げる旨布告した。その後、次のような狂句が一般に伝わった。 竹鎗で一寸突き出す二分五厘 竹鎗でドンと突き出す二分五厘 地租改正の農民一揆によって、地租は地価の二・五パーセントに減じたが、……	
……以上のように、和歌山県では、地租改正をめぐって「粉川騒動」と呼ばれる反対運動が起り、一時は険悪な情勢となったものの、結果的には大事に至らなかった。ところが明治九年末に茨城県、三重県では大規模な暴動事件が発生した……当時この減租は、「竹槍で、ドンと突き出す二歩五厘」と評された。	執筆は警察史編纂室長の大橋洋
2. どんとつきだす二分五厘 ……農民たちは、ぎせいはだしましたが、地租をさげさせたことに、「竹やりで、どんとつきだす二分五厘」といって、よろこびあいました。	
……世に「竹槍でどんとつき出す二分五厘」と歌われた暴動となつた。	
……農民達は竹槍で二分五厘という税率をドンと突き出したのである。農民の支払った犠牲も大きかったが、それによって得たものは、日本全土の農民を潤すことになったのである。「竹槍でどんと突き出す二分五厘」は、いつまでも南勢農民の誇りとして残るであろう。……	
……まず一番知られているのは ○竹槍に一寸さわって二分五厘 ○竹槍で一寸突き出す二分五厘 ○竹槍でドンと突き出す二分五厘 これら一連の狂句は、何れも地租率が地価の百分の三から二・五に引き下げられたことを端的に表現したもの……	
地租改正反対一揆について、朝野・横浜毎日・郵便報知の論説で郵便報知が最も政府より結論づけている。	
……「竹鎗でドンと突き出す二分五厘」巷ではこういう川柳が詠まれて、農民の団結力を讃えた。その端緒を作ったのが、三所神社の集会だったのである。	
加藤弥曾右衛門談 地価の百分の三金納を不平として起る。暴動の鎮静後二分五厘にまかった。時局重大と見て、政府が譲歩したのである。これを世間で「竹槍でドンと突き出す二分五厘」といった。	加藤弥曾右衛門は文久元年生まれ
……政府は地租を一〇〇分の三から一〇〇分の二・五に引き下げ、……	竹鎗記載はなし。執筆は鈴木・渡辺・郡司。
……当時の人達はこれを受けて「竹槍で、どんと突き出す二分五厘」とはやうたいはやしたという。……	
……当時的人は「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と唄つた。……	
……また、暴動が「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と、全国の地租率を引き下げたことは周知のことである。	執筆は西川洋。

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1987	615	われわれはなぜ『日本史』作りに参加したか	村尾次郎編	『新編日本史のすべて』	原書房	221	東京	
1987	900	新版 愛知民衆運動の歴史	伊藤英一		愛知県	116	愛知	○
1987		日本通史III国際政治下の近代日本	宮地正人		山川出版社	60	東京	○
1988	300	松阪開府400年史	松阪市		松阪市	45	三重	○
1988	301	誇をもとうおらが故郷	松阪南農業協同組合		松阪南農業協同組合	315	三重	○ ●
1989	331	鈴鹿市史第三巻	編纂委員会		鈴鹿市	70	三重	
1989	1100	佐織町史	佐織町史編纂委員会		佐織町役場	162	愛知	
1989		大系日本の歴史12 開国と維新	石井寛治		小学館	270	東京	○
1990	310	県史あれこれ(一)	三重県総務部学事文書課編		三重県総務部学事文書課刊	53	三重	○
1990	331	友部町史	友部町史編纂委員会編		友部町	442	茨城	○
1992	331	多気町史			多気町	436	三重	○
1992	430	茨城県の百年	金原・佐久間・桜庭		山川出版社	62	茨城	●
1993	120	三重県の百年	大林・西川		山川出版社	54	三重	○
1993	331	太子町史	太子町史編纂委員会編		太子町	29	茨城	■
1993	331	美和村史	美和村史編纂委員会編		美和村	613	茨城	●

記載	備考
<p>(村松) ……たとえば、戦後の風潮として明治維新は百姓一揆が起こしたみたいな書き方をしますね。そうじやない書き方をすると、これは藩閥史観だという。調べてみると、井伊大老が万延元年に殺されてから慶応三年までに起こった百姓一揆の数と、明治元年から六年ぐらいまでに起こった農民一揆の数と同じぐらいなのです。参加した一揆の人数が、明治維新後の方が多い。だから百姓一揆で幕府が倒れたというなら、明治政府もとうの昔につぶれていなければならぬはずです。今的小、中学校の教科書には、むやみやたらに農民一揆とかデモの写真が多い。デモや農民一揆で歴史が作られたかのような錯覚が支配してきた。この教科書はそれとはまったく違った視点から書かれていますから、気に入らない人には徹底的に気に入らないのは事実でしょう。こちらとしては、気に入らない教科書を一所懸命で作ったわけです……</p>	<p>村松・村尾・小堀・朝比奈四名による対談。</p>
<p>……農民は「竹槍でドンと突き出す二分五厘」とうたい、自分たちの力に自信を持った。</p>	<p>1980年の旧版とほぼ同じだが「どんと」が「ドンと」にかわっている。</p>
<p>……このことを民衆は「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と表現した。……</p>	
<p>竹槍でどんと突き出す二分五厘 農民が怒りに燃えて、どんと突き出した竹槍（伊勢暴動）で、時の政府が地租（税金）を二分五厘（2.5%）に下げたことを風刺した川柳である。……</p>	
<p>……この布達を聞いた農民達は「竹槍でどんと突き出す二分五厘」とか、「竹槍でチヨツと突き出す二分五厘」と鼻高々にして語り合ったが、……</p>	<p>執筆は浅井広喜</p>
<p>……世間ではこれを、竹槍でどんと突き出す二分五厘 とうたった。</p>	<p>仲見秀雄稿</p>
<p>……名古屋周辺でも伊勢暴動の波及と見られる改正反対一揆が起こっている。海東・海西両郡地方でもそれにかかる騒動は起こっていたに違いない……</p>	
<p>……「竹槍でドンと突き出す二分五厘」といわれた。……</p>	<p>挿絵のキャプション</p>
<p>……世の人はこれを称して竹槍デドント突キ出ス二分五厘と言ったのでした。</p>	<p>執筆は山口千代巳</p>
<p>……農民の力の勝利で、世上では竹槍でドンと突き出す二分五厘の川柳が人々の新政府に対する溜飲を下げていた。</p>	
<p>……「竹槍デドントツキダス二分五厘」とうたわれたのはこのときである。</p>	
<p>……「竹鎗でちょいと突き出す二分五厘」とうたわれ、また地元小瀬地方では一揆の「数え唄」までつくられて……</p>	
<p>……このことを当時の人们は、竹槍デドント突キ出ス二分五厘と唄った。当時の人は竹槍デドント突キ出ス二分五厘とうたっている。……</p>	<p>執筆は大林日出雄</p>
<p>「竹槍に一寸さはって二分五厘」といった落首の類が茨城県下に流布されたのは……</p>	
<p>……美和村や緒川村には、「竹槍で一寸突き出す二分五厘」の落首ほか、いくつかの一揆にまつわる数え歌や隠し文が今日に残っている。……</p>	

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
1993	600	マンガ日本の歴史 44 民権か国権か	石ノ森章太郎		中央公論社	30	東京	○
1993	1020	水戸市史 下巻	水戸市史編纂近現代専門部会編		水戸市役所	228	茨城	
1995	211	茨城町史通史編	茨城町史編纂委員会編		茨城町	538	茨城	○
1995	331	那珂町史 近代・現代編	那珂町史編纂委員会編		那珂町	75	茨城	
1995	331	結城の歴史	結城の歴史編纂委員会編		結城市	281	茨城	○
1995	416	わたしたちのふるさと勢和	勢和村史編集委員会		勢和村	117	三重	○
1995	1115	図説茨城県の歴史	所・佐久間他編		河出書房新社	196	茨城	●
1996	100	新編立田村史 通史編	立田村史編纂委員会		立田村	163	愛知	○
1996	331	ふるさと三雲 今と昔	渥美久二				三重	○
1996	1000	佐屋町史 通史編	佐屋町史編纂委員会		佐屋町役場	264	愛知	
1997	115	安濃ふるさと 10 1話	安濃町史編纂委員会		安濃町	90	三重	○
1997	331	大台町史	大台町史編さん会		大台町	223	三重	○
1999	300	新編立田村史 資料	立田村史編纂委員会		立田村	618	愛知	○
1999	831	勢和村史通史編	勢和村史編集委員会		勢和村	323	三重	○
1999	1010	図説 日本の百姓一揆	歴史教育者協議会		民衆社	198	東京	○
1999	1010	図説 日本の百姓一揆	歴史教育者協議会		民衆社	63	東京	○
1999	1030	安濃町史 通史編	編纂委員会		安濃町	361	三重	○

記載	備考
竹槍でどんと突き出す二分五厘	第一章維新三傑時代の終焉の中で、一揆の後、一〇年一月地租率は三分から二分五厘へ引き下げられた。とした後のコマで、大久保邸の勝手口に「竹槍でどんと突き出す二分五厘」の落書きが貼り付けられている場面が描かれている。
那珂一揆の発生 ……一連の農民一揆に衝撃を受けた政府は、翌十年一月四日、地租を地価の百分の三から二・五に減ずる詔書を発して……	竹鎗記載はなし。
…よって人びとは「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と一揆をたたえたのであった……	執筆は高橋裕文
……地租を地価の一〇〇分の三から二・五にすることとなつた。……	竹鎗記載はなし。執筆は高橋裕文。
……人々は、「竹槍で どんとつきだす 二分五厘」と囁かした。……	執筆は、竹内照、山村淑子
「竹槍でドンと突き出す二分五厘」といわれたのは、このことを指しています	執筆は茂木陽一
……この影響は直ちに愛知・三重・岐阜・堺などの地方に飛び火していった。「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」とうたわれたように、……	執筆の佐久間好雄は茨城高専教授
……そのため、世間では「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と諷刺して書き立てた。	執筆は小杉正
40 地租改正と伊勢暴動—竹槍でどんと突き出す二分五厘	本文には竹槍記載無し
	東京日々新聞の記事を引用する。
……「竹槍でドンとつき出す二分五厘」といわれたものです。	執筆は平野孝
当時の人はこれを諷して、「竹ヤリでドンとつき出す二分五厘」と称している。	
(大橋家文書の解題) ……当時「竹槍でどんと突き出す二分五厘」という川柳までうまれたぐらいである。……	執筆は小杉正と思われる
「竹槍でドンと突き出す二分五厘」とうたわれる成果を挙げたのである。	執筆は茂木陽一
……ここに、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という川柳が民衆によって作られ、政府は皮肉られました。……	「49 伊勢地租改正反対一揆—竹槍でドンと突き出す二分五厘」、執筆は新田康二
……しかし、農民達はこれが自らの力でかち取ったものであることを知っていたため、「竹槍でドンと突き出す2分5厘」と謔い騒ぎました。	「16 真壁・那珂郡地租改正反対一揆一万民救の旗を掲げて蜂起—」執筆は、高橋裕文
……この一揆の結果、地租は地価の三ヶ所から二・五ヶ所に軽減され、「竹槍でどんと突き出す二分五厘」と歌われた	執筆は、酒井一

年	月日	書名・論文名	編著者	掲載書・誌紙名	出版社	頁	発行場所	竹槍記載
2000	300	八開村史	編纂委員会		調査編集委員会	367	愛知	
2000	1220	四郷・ふるさと史話	編集委員会		四郷地域社会づくり推進委員会	37	三重	

* 「竹槍記載」欄の○は「ドンと」表現、●は「ちょいと」表現、■は「先が当たりて」、「グッと突き出す」などのその他の表現であることを示す。

記載	備考
三輪氏卒魂碑に『勢州の土寇…』の記述有り。	
……このことを当時の人は、「竹槍デドント突キ出ス二分五厘」とうたいました。……	

別表2 高等学校日本史教科書に見る一揆表記

教科書	頁	竹檜	記述
高等学校 日本史 柳原 1952～1954 日本史研究 広島史学研究会 (魚澄 惣五郎 ほか3名)	232		【地租改正】…農民のうちには、これらの政府の改革に反対するものが現れ、ことに地租改正が始まった年を中心として 全国的に農民運動 がしきりにおこって小作料の減免などを要求した。一方、この頃不平士族も反政府の動きを見せていたので、政府は西南の役の起こる直前に地租を100分の2.5に軽減し…
高等学校 日本史 山川 1952～1952 日本史 東京大学文学部内史学会編	260		(地方の騒乱) …1876年(明治9)には茨城や東海に新地租に反対する二つの大騒動が起り、政府も地租を幾分減らしてそのほこ先を転じようとした。…
高等学校 日本史 清水 1952～1952 日本史 小沢 栄一, 高井 浩, 小田 泰正	251		【地租の改正】…このことも農民の不満のもととなり、 地租軽減をのぞむ農民暴動 が各地に起つていった。1) 注1) 1786年(明治9年)三重・愛知・岐阜の諸県にひろがったもの。同年茨城県におこったものはことにつよく、政府は1877年(明治10年)1月、地租を100分の2.5にへらした。 ●大蘇の錦絵左1/2を掲載し、「農民の暴動」とタイトルをつける。
高等学校 日本史 好学 1952～1952 高等日本史 下 坂本 太郎, 家永 三郎	44		【農民の騒擾】…農民騒動は各地に相次いで起つた。1873年(明治6)には、地租改正に反対して、 茨城及び三重から大きな一揆 が起つており、また農家から働き手を奪う徵兵令の施行に対する反抗も相次いで起つた。しかし江戸時代の一揆と等しく、政治的には強い勢力となることができずに鎮圧された。 ●大蘇の錦絵左1/2。
高等学校 日本史 三省 1953～1957 新日本史 全 三省堂編修所, 家永 三郎	201		…明治初年には、農民一揆がたびたび起つた。ことに1876年(明治9年)、 三重県方面で起つたそれは最も勢い激しく 、政府もついに地租を若干軽減しなければならなかつたほどであった。… ●図141として大蘇の左3/4を掲載。
高等学校 日本史 書院 1954～1954 高等日本史 歴史教育研究会編	243		【地租改正と農民】…ことに九年(一八七六)に、 三重・茨城に起つた一揆 は最も大規模で政府は翌年、地租を百分の二・五に軽減しなければならぬほどであった。…
高等学校 日本史 実教 1955～1958 高校日本史 西岡 虎之助	298	○	【自由民権運動の発展】…ところが、この間に地租改正が進行するとともに、各地で農民の地租軽減要求が高まり、76年11月には茨城県で、12月には三重・愛知・岐阜の3県にまたがって、 地租軽減要求の大一揆 が起つた。夫はまさに西南戦争が起ころうとするときであったので、政府も動揺し、77年1月地租を5厘軽減して地価の2分5厘とした。「竹鎗でどんと突き出す2分5厘」とうたい、民衆はしだいに自己の力に自信

教科書	頁	竹槍	記述
			を持つようになった。そして自由民権運動はようやく直接にこの民衆と結びつき始めた。…
高等学校 日本史 山川 1957～1961 新修日本史 東京大学文学部内史学会（代） 宝月 圭吾	169		（新政の反動）……新政府に反抗した農民一揆が各地に続いておこった。明治以後の農民一揆は、新政府成立の直後にたかまり、一旦低下してさらに1873（明治6）年を頂点として再びその数が著しく増加している。…… ・「百姓一揆の錦絵」として茨城県一揆のものを掲載している。
高等学校 日本史 好学 1959～1964 新版 高等学校日本史 坂本 太郎	238		【地租改正】…地租改正について租額を不当とする農民の騒擾が各地に起こったので政府も一八七七年（明治10）には税率を地価の一〇〇分の二・五と軽減した。…そして1876年（明治9）茨城県と三重・愛知・岐阜・堺の4県に起きた一揆は最も大きかった。 ●大蘇の錦絵左1/2を掲載し、「三重の百姓一揆」と題する。
高等学校 日本史 実教 1960～1964 高校日本史 全訂版 西岡 虎之助、ほか4名	209	○	【自由民権運動の発展】…やがて地租改正が進行とともに、各地で農民の地租軽減要求が高まり、1876年（明治9）11月には茨城県で、12月には三重県を中心とする近接各県に、地租軽減要求の大一揆が起きた。これは西南戦争が起ころうとするときであったので、政府も動搖し、1877年（明治10）1月、地租を5厘軽減して地価の2分5厘とした1）。自由民権運動は、このような民衆の要求を取り上げるようになった。… 注1) このとき、「竹槍でどんと突き出す2分5厘」という歌がはやった。 ●大蘇の錦絵左3/4を掲載。
高等学校 日本史 山川 1960～1965 詳説日本史 宝月 圭吾、藤木 邦彦	277		（新政への反動）……これらに反抗した農民一揆が各地にあいついでおこった（3）。そこで政府は1877（明治9）年、地租の税率を100分の3から2.5に引き下げてその対策とした。 注（3）1876（明治9）年には茨城県と三重・愛知・岐阜・堺の4県にわたって二つの大きな一揆が発生した。いずれも地租改正反対を唱えたものである。 ●大蘇左3/4。「左は1876（明治9）年12月17日、三重県飯野郡豊原村を中心とした24ヶ村、約2500人を動員した一揆を描いたものである。（大蘇芳年筆）……」
高等学校 日本史 帝国 1964～1966 高等日本史 弥永 貞三、安田 元久	245		【政府に対する抵抗】…一方農民も、1873年（明治6）ころを頂点としてさかんに一揆を起きていた。特に茨城・三重の農民一揆は強大であったが、政府はこれに対して、1874年（明治10）、地租の税率を2.5%に引き下げて、一揆の力を弱めようとした。… ●大蘇の左4/5に「農民一揆」とタイトル。

教科書	頁	竹槍	記述
高等学校 日本史 書院 1964～1966 新編 高等日本史 肥後 和男, 平田 俊春	145		【諸制度の改革】…農民はしばしば一揆を起こした2)。… 注2)政府は一八七七年(明治十)に地租を軽減し、百分の三が百分の二・五とされた。
高等学校 日本史 書院 1964～1966 詳説高等日本史 肥後 和男, 平田 俊春	188		【諸制度の改革】…農民はこの改正に失望してしばしば一揆を起こした。ことに一八七六年(明治九)には三重・茨城に大規模な一揆が起つたので政府は一八七七年(明治十)に地租を軽減した2)。… 注2)百分の三が百分の二・五とされた。 ●大蘇の錦絵左1/2を掲載。「三重の一揆 24村2000余名が県庁などを襲った」とキャプションが入っている。
高等学校 日本史 山川 1964～1969 新編 日本史 宝月 圭吾, 藤木 邦彦	202		【地租改正】…一時これに反対して農民一揆が各地におこった(1)。 注(1)政府はあいつぐ農民一揆のため1877(明治10)年、地租の率を100分の3から100分の2.5にひきさげた。
高等学校 日本史 実教 1965～1967 高校日本史 新訂版 西岡 虎之助, ほか4名	231		【自由民権運動の発展】…やがて地租改正が進むとともに、三重県下をはじめ各地で農民の大一揆が起つた。これは西南戦争が始まる直前であったので、政府は動搖し、1877年(明治10)1月、地租を5厘軽減して地価の100分の2.5とした。自由民権運動は、このような要求をも取り上げるようになった。… ●大蘇の錦絵左1/2を掲載。キャプションは「1876年、三重県に起つた百姓一揆を描いた錦絵」
高等学校 日本史 三省 1965～1967 日本史 稻垣 泰彦, 川村 善二郎, 村井 益男, 甘粕 健	210		【国会開設の要求】…各地に激しい農民一揆を起こした。さらに地租改正の進行にともない地租の軽減を求める運動が高まつた。②… 注②1876(明治9)年11月茨城県に、次いで12月三重県に、地租改正反対の大規模な農民一揆がおこつた。西南戦争直前の緊迫した政治情勢のため、政府も翌年1月税率を2.5%に下げる余儀なくされた。 ●大蘇の左1/2とキャプションあり。
高等学校 日本史 山川 1965～1970 要説日本史 宝月 圭吾, 藤木 邦彦	170		【地租改正】…従来と変わらない負担を受けた農民から反対された。(p.174参照) (p.174) 【新政への反動】…地租改正は農民にとって期待はずれの結果を生み…これに反抗する農民一揆が一時各地に起つた。…
高等学校 日本史 自由 1967～1970 日本史 改訂版 竹内 理三, ほか1名	230		【農民の反抗】…このため地租改正にたいして、農民の反抗がしきりにおこり、なかでも、1876(明治9)年、茨城県下や三重県から愛知・岐阜の諸県に波及した地租改正反対一揆は最も

教科書	頁	竹槍	記述
高等学校 日本史 実教 1968~1970 高校日本史 四訂版 西岡 虎之助, ほか4名			はげしかった。一方当時不平士族の反抗運動の高まりもあり、1877(明治10)年、政府はついに減租の詔勅を発し、地租を100分の2.5に引き下げた(1)。
高等学校 日本史 帝国 1968~1970 高等学校新日本史 安田 元久, 井上 錢夫, ほか6名	168		【自由民権運動の発展】…やがて地租改正が進むとともに、三重県下をはじめ各地で農民の大一揆が起こった。これは西南戦争が始まる直前であったので、政府は動搖し、1877年(明治10)1月、地租を5厘軽減して地価の100分の2.5とした。自由民権運動は、このような要求をも取り上げるようになった。… ●大蘇の錦絵左1/2を掲載。キャプションは「1876年、三重県に起こった百姓一揆を描いた錦絵」
高等学校 日本史 山川 1968~1974 精選日本史 児玉 幸多, 笠原 一男, 井上 光貞	207		【農民の抵抗】…茨城・三重の両県では地租がかえって引き上げられることになったので、農民一揆は激烈であった。このような農民の不満の中に西南戦争が起こったので、政府は騒動が全国的に波及するのを恐れて、1877年(明治10)、地租を2.5%に引き下げて農民の不満をなだめようとした。
高等学校 日本史 自由 1968~1970 要説日本の歴史 竹内 理三, 小西 四郎	170		【地租改正と農民】…地租改正がはじまると農民の不満が高まり、1876(明治9)年に、茨城県や三重県で農民の大暴動がおこった。政府はこのような農民の反抗をやわらげるため、翌年、地租の率を100分の2.5に引き下げた。 ●大蘇の錦絵左1/2を掲載。「竹槍一揆(錦絵、大蘇芳年筆) …」のタイトル。
高等学校 日本史 実教 1971~1974 高校日本史 五訂版 西岡 虎之助, ほか4名			【地租改正】…農民はしきりに一揆②などを起こした。そこで政府はついに1877(明治10)年減租の詔勅を発し、地租を2.5%に引き下げた。… 注②この頃の農民は、徴兵令や地租改正に反対して、しばしば一揆を起こした。なかでも1876(明治9)年、茨城・三重・愛知などの諸県に起こった地租改正反対の一揆ははげしかった。
			【自由民権運動の発展】…やがて地租改正が進むとともに、三重県下をはじめ各地で農民の大一揆が起こった。これは西南戦争が始まる直前であったので、政府は動搖し、1877年(明治10)1月、地租を5厘軽減して地価の100分の2.5とした。自由民権運動は、このような要求をも取り上げるようになった。… ●大蘇の錦絵左1/2を掲載。キャプションは「1876年、三重県に起こった百姓一揆を描いた錦絵」

教科書	頁	竹槍	記述
高等学校 日本史 三省 1974~1977 三省堂日本史 稻垣 泰彦, 川村 善二郎, 村井 益男, 甘粕 健	221	●	<p>【国会開設の要求】…さらに地租改正の進行にともない、地租の軽減を求める運動が活発となり、②また人民の声を…</p> <p>注②1876年11月茨城県に、ついで12月三重県に、地租改正反対の大規模な農民一揆が起きた。西南戦争直前の緊迫した政治・社会情勢のため、政府も翌年1月3%の税率を2.5%に下げるなどを余儀なくされた。この減税はそのころ「竹槍でチョイと突き出す2分5厘」といわれた。</p> <p>●大蘇の左1／2を掲載。</p>
高等学校 日本史 山川 1974~1978 標準日本史 井上 光貞, 笠原 一男, 児玉 幸多	202		<p>【新政への不満】…大多数の農民は地租改正によっても恵まれず、…これらに反抗した農民一揆が各地に相繼いでおこった。①</p> <p>注①1876(明治9)年には茨城県と、三重・愛知・岐阜・堺の4県にわたる二つの大きな一揆が発生した。この農民の地租改正反対の勢いにおびえた政府は、翌年地租の率を2.5%に引き下げた。</p>
高等学校 日本史 山川 1974~1977 要説日本史 (新版) 井上 光貞, 笠原 一男, 児玉 幸多	157		<p>【地租改正】…このような地租改正の不徹底さは、地租引き下げの農民一揆をひきおこし①、…</p> <p>注①地価は、農民の申告にもとづき、地方官の査定で決められたので、地価決定をめぐって、県当局と農民がぶつかり、地租改正反対一揆がおこった。とくに1876(明治9)年の一揆ははげしく、地租は翌年、地価の2.5%に下げられた。</p> <p>●大蘇錦絵左1/2。「農民一揆」のタイトル</p>
高等学校 日本史 三省 1979~1984 三省堂高校日本史 門脇 穎二, 朝尾 直弘, 中塚 明, ほか3名	202		<p>【士族反乱と民権運動のはじまり】…一方では過重な地租や学校費の負担、労働力を兵隊にとられる徴兵制などに対する不満が、農民のなかにもひろまっていた。そのため、大規模な一揆が各地におこった。ことに1876年には、茨城・三重・愛知・大阪などに大規模な地租改正反対一揆がおこり、政府も地租を地価の100分の2.5に軽減せざるを得なかった。…</p> <p>●大蘇の左1/2</p>
高等学校 日本史 実教 1980~1984 高校日本史 宮原 武夫, 黒羽 清隆, ほか6名	227	○	<p>【明治の農民一揆】…「御一新」による年貢軽減の期待をはずされた農民は各地で幕末より激しい一揆を起こした。その要求は、年貢軽減を中心とする世直しの要求であった。学制・徴兵令・地租改正と、民衆の負担が重くなるたびに、一揆の規模は大きくなり、、1876(明治9)年末に三重県で起きた地租改正反対一揆は、たちまち愛知・岐阜・堺(現在の大坂府の一部)の3県にひろがった(伊勢暴動)。翌年、政府は地租を地価の100分の2.5に軽減し、「竹槍でドンと突き出す2分5厘」とうたわれた。…</p>

教科書	頁	竹槍	記述
高等学校 日本史 山川 1982~1985 日本史（新版） 井上 光貞、笠原 一男、児玉 幸多	216		【地租改正】…農民の負担は従来とあまりかわらず、農民の地租改正反対一揆が各地で起つた(→p. 224)… ●p. 224【新政への抵抗】…また農民の側では、新しく実施された地租の税率が高いことや…不公平を強め、農民一揆が各地で続発するようになった①。… 注①1876(明治9)年には茨城県と、三重・愛知・岐阜・堺の4県にわたる二つの大きな一揆が発生した。この農民の地租改正反対の勢いにおされた政府は、翌年税率を2.5%に引き下げた。
高等学校 日本史 三省 1983~1984 三省堂日本史 稻垣 泰彦、ほか6名	234	●	【士族の反乱】…さらに地租改正の進行にともない、地価の決定方法を批判し、地租の軽減を求める農民の運動が活発になった。①… 注①1876年11月茨城県に、ついで12月三重県に、地租改正反対の大規模な農民一揆が起つた。…この減税はそのころ「竹鎧でチョイと突き出す二分五厘」といわれた。
高等学校 日本史 自由 1983~1984 高等学校新日本史 竹内理三、田中健夫、小西四郎、 ほか3名	224		【地租改正】…とくに1876(明治9)年には、茨城県下や三重県下で地租改正に反対する大規模な農民一揆が起り、後者は愛知・岐阜などの県にもひろまつた。…1877(明治10)年、政府は地租を2.5%に引き下げた。③ ●大蘇の錦絵左1/5。「農民一揆…处罚者は5万7000人にのぼった」とキャプションがつく。
高等学校 日本史 第一 1983~1984 高等学校新日本史 坂本 賞三、ほか7名	204		…農民の生活を圧迫する政策が進んだこともあるって、農民のあいだから地租改正反対一揆がおこつた。② 注②1876(明治9)年の11月に、茨城県、三重県、愛知県、岐阜県で大規模な一揆が発生した。翌年政府は地租率を3%から2.5%に減じて農民の不満をかわした。 ●大蘇の錦絵が全部掲載されている
高等学校 日本史 実教 1984~1986 高校日本史 宮原 武夫、黒羽 清隆、ほか6名	223	○	【明治の農民一揆】…「御一新」による年貢軽減の期待をはずされた農民は各地で幕末より激しい一揆を起こした。その要求は、年貢軽減を中心とする世直しの要求であった。学制・徵兵令・地租改正と、民衆の負担が重くなるたびに、一揆の規模は大きくなり、、1876(明治9)年末に三重県で起つた地租改正反対一揆は、たちまち愛知・岐阜・堺(現在の大坂府の一部)の3県にひろがつた(伊勢暴動)。翌年、政府は地租を地価の100分の2.5に軽減し、「竹槍でドンと突き出す2分5厘」とうたわれた。…

教科書	頁	竹槍	記述
高等学校 日本史 清水 1984～1986 高等学校日本史 黛 弘道, ほか8名	164		【農民一揆と自由民権運動】…各地で広域にわたる農民騒擾がおこった。中でも、1876(明治9)年末の茨城県一揆や、三重・愛知・岐阜・堺の4県にまたがる伊勢暴動などは政府に衝撃を与えた。そこで政府は、1877年1月、…説諭と早期鎮圧の方針を改め、地租を2.5%に引き下げ、また地方分権についても検討を始めた。…
高等学校 日本史 実教 1987～1989 高校日本史 改訂版 宮原 武夫, 黒羽 清隆, ほか6名	223	○	【明治の農民一揆】…「御一新」による年貢軽減の期待をはずされた農民は各地で幕末より激しい一揆を起こした。その要求は、年貢軽減を中心とする世直しの要求であった。学制・徵兵令・地租改正と、民衆の負担が重くなるたびに、一揆の規模は大きくなり、、1876(明治9)年末に三重県で起こった地租改正反対一揆は、たちまち愛知・岐阜・堺(現在の大坂府の一部)の3県にひろがった(伊勢暴動)。翌年、政府は地租を地価の100分の2.5に軽減し、「竹槍でドンと突き出す2分5厘」というたわれた。…
高等学校 日本史 清水 1987～1989 要解日本の歴史 黛 弘道, ほか6名	140	○	「農民一揆」…政府は、翌年1月に地租率を2.5%に引き下げた①。注①この減税は、このころ「竹槍でドンと突き出す二分五厘」というたわれた。 挿し絵に「明治小史年間記事」の錦絵。左2/3を掲載。
高等学校 日本史 原 1987～1989 新編 日本史 朝比奈 正幸, 小堀 桂一郎, 村松 剛, ほか1名	164	○	【地租改正】…各地で農民の反対にあい、一揆の暴発もあったので、明治十年(一八七七)に税率は百分の二・五に軽減された④。 注④これは明治十年(一八七七)の地租引き下げの詔書によるが、このようすは「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という狂歌で知られる。
高等学校 日本史 実教 1990～1996 高校日本史 三訂版 宮原 武夫, 黒羽 清隆, ほか6名	223	○	【明治の農民一揆】…「御一新」による年貢軽減の期待をはずされた農民は各地で幕末より激しい一揆を起こした。その要求は、年貢軽減を中心とする世直しの要求であった。学制・徵兵令・地租改正と、民衆の負担が重くなるたびに、一揆の規模は大きくなり、、1876(明治9)年末に茨城県に続き三重県で起こった地租改正反対一揆は、たちまち愛知・岐阜・堺(現在の大坂府の一部)の3県にひろがった(伊勢暴動)。翌年、政府は地租を地価の100分の2.5に軽減し、「竹槍でドンと突き出す2分5厘」というたわれた。…
高等学校 日本史 三省 1990～1992 詳解日本史 青木 美智男, 深谷 克己, ほか9名	215		【地租改正】…しかし従来の年貢収入の総額を減らさないことを基本方針として改正が行われたので、各地で地租改正反対一揆がおこった④。 注④1876(明治9)年から翌年にかけて激発し、特に茨城県や、三重・愛知・岐阜・堺の4県にまたがる一揆は規模も大きかった。このため新政府

教科書	頁	竹槍	記述
			は1877(明治10)年に地租の税率を2.5パーセントに引き下げるをえなかつた。
高等学校 日本史 清水 1990~1992 要解日本の歴史 新訂版 黛 弘道, ほか6名	○	164	「農民一揆」……政府は、翌年1月に地租率を2.6%に引き下げた①。 注①この減税は、このころ「竹槍でドンと突き出す二分五厘」とうたわれた。 挿し絵に「明治小史年間記事」の錦絵。左2/4を掲載。
高等学校 日本史 原 1990~1993 新編 日本史 改訂版 朝比奈 正幸, 小堀 桂一郎, 村松 剛, 結城 陸郎, ほか5名	○	71	【地租改正】…各地で農民の反対にあい、一揆の暴発④もあったので、明治十年(一八七七)に税率は百分の二・五に軽減された⑤。 注④明治九年(一八七六)、大きな農民一揆が茨城・三重・愛知・岐阜各県で発生した。 注⑤これは明治十年(一八七七)の地租引き下げの詔書によるが、このようすは「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という川柳で知られる。
高等学校 日本史A 清水 1994~1997 新日本史A 黛 弘道, 佐々木 寛司, ほか7名	○	229	……「竹槍でドンと突き出す2分5厘」とうたわれた。
高等学校 日本史B 日書 1994~1998 新版 高校日本史 中村 政則, ほか7名	○	142	「地租改正」……一揆に参加した農民たちは、この成果を「竹槍でドンと突き出す二分五厘」とうたつた。
高等学校 日本史B 実教 1995~1998 高校日本史B 宮原 武夫, 石山 久男, ほか9名		227	【地租改正】…1876年に三重県などで地租改正反対一揆(伊勢暴動)がおこり、政府は翌年、地租を地価の100分の2.5に軽減した。… ●大蘇の錦絵左1/2を掲載。
高等学校 日本史B 三省 1995~1998 詳解日本史B 青木 美智男, 深谷 克己, 鈴木 正幸, 木村 茂光, ほか9名		210	【士族の反乱から自由民権へ】…またこのころ、各地に重税に反対する農民一揆がおこり③、その拡大を恐れた政府は、地租を地価の3%から2.5%に引き下げて鎮静化をはかった。… 注③1876年から翌年にかけて頻発し、特に茨城県や三重・愛知・岐阜・堺の4県にまたがる一揆(伊勢暴動)は規模も大きかつた。
高等学校 日本史B 三省 1995~2004 新日本史B 家永 三郎, ほか5名		244	【農村の動搖】…1876(明治9)年には、三重県を中心とする数県や、茨城県で大規模な一揆が激しく展開され、この結果、翌年、政府は地租の率を地価の100分の2.5に軽減せざるを得なかつた。 ●大蘇の錦絵を掲載。
高等学校 日本史B 清水 1995~1998 詳解日本史B 黛 弘道, ほか13名	○		【士族反乱と農民一揆】…なかでも、1876(明治9)年末の茨城県一揆や三重・愛知・岐阜・堺の4県にまたがる伊勢暴動などは、政府に大きな衝撃を与えた。西南戦争が勃発する直前の1877年1月、農民一揆と士族反乱が結びつくのを恐れた政府は、地租率を2.5%に引き下げ③、同時に地方分権についても検討をはじめた… 注③農民はこれを「竹槍でドンと突き出す2分5厘」と称した。

教科書	頁	竹槍	記述
高等学校 日本史B 第一 1995～2004 高等学校日本史B 坂本 賞三、頼 祺一、ほか14名	238		【士族反乱と農民の抵抗】…1876(明治9)年の11月に、茨城県で地租軽減を要求する大規模な農民一揆が起きた。12月には三重県で一揆がおこり、まもなく愛知・岐阜・堺の各県にも波及した(伊勢暴動)。農民の地租改正反対一揆と士族の反乱が結びつくことを恐れた政府は、翌年1月、地租の税率を地価の2.5%に引き下げた。…
高等学校 日本史B 第一 1995～1998 高等学校精選日本史B 福田 豊彦、岩崎 宏之、ほか14名	140	○	【地租改正】…農民のあいだでは不満がたかまり、1876(明治9)年には、茨城県や三重県などで地租改正に反対する大規模な農民一揆が起った。翌年政府は税率を3%から2.5%に減じて農民の不満をかわした。 ●大蘇の錦絵1/2が掲載され、そのキャプションは「⑪地租改正反対一揆(錦絵、大阪浅井氏蔵)三重県に起つた一揆は愛知・岐阜・堺県に広がつた。地租引き下げに成功し、「竹やりでドンと突き出す二分五厘」といわれた。」
高等学校 日本史B 国書 1995～2002 高等学校最新日本史 朝比奈 正幸、小堀 桂一郎、村松 剛、ほか9名	173	○	【地租改正】…課税の基準を従来の収穫高から地価⑥に変更したこと…明治十年(一八七七)に税率は百分の二・五に軽減された⑧。 注⑥地価を決定するにあたっては、農民から収穫高の申告を受けて、地方官が査定したが査定に不満を持つ農民と当局側が対立し、高額地租に反対する地租改正反対一揆が各地で発生した。明治九年(一八七六)に茨城県で最初に発生したのにつづき、三重・堺・愛知・岐阜の四県にまたがる大規模な農民一揆が発生した。 注⑧「竹槍でドンと突き出す二分五厘」という川柳は、税率の軽減を風刺したものである。
高等学校 日本史B 清水 1998～2004 要解日本史B 村井 章介、佐々木 寛司、ほか10名	140	○	……なかでも、1876年末の茨城県での一揆や、三重・愛知・岐阜・堺の4県にまたがる伊勢暴動は政府に衝撃を与えた。西南戦争直前の緊迫した情勢下で、農民と反政府士族との結びつきを恐れた政府は、翌年1月に地租率を2.5%に引き下げ、「竹槍でドンと突き出す2分5厘」とうたわれた。……
高等学校 日本史A 清水 1998～2005 新日本史A 改訂版 黛 弘道、佐々木 寛司、ほか7名	80	○	【農民一揆】…地租改正反対一揆が各地で起つた②。なかでも、1876年末の茨城県での一揆や、三重・愛知・岐阜・堺の4県にまたがる伊勢暴動は政府に衝撃を与えた。西南戦争直前の緊迫した情勢下で農民と反政府士族との結びつきを恐れた政府は、翌年1月に地租率を2.5%に引き下げ、「竹鎗でドンと突き出す2分5厘」とうたわれた… ●大蘇の錦絵左1/4を掲載し「伊勢暴動」と表題する。

教科書				頁	竹槍	記述
高等学校	日本史A	山川	1998~2005	123	○	……そこで政府は1877（明治10）年、地租を地価の3%から2.5%に約17%引き下げ、合わせて民費徴収額の上限も半減して地租の20%に下げた。② ……注②農民の負担は地租・民費とを合わせて約27%の軽減となった。農民の勝利は「竹槍でドンと突き出す二分五厘」とうたわれた。……
日本史A						
石井 進, 笹山 晴生, 高村 直助						
高等学校	日本史A	実教	1999~2005	230	○	【地租改正】…1876年に三重県などで 地租改正反対一揆（伊勢暴動） がおこり、政府は翌年、地租を地価の100分の2.5に軽減した。… ●大蘇の錦絵左1/2を掲載。
高校日本史A						
宮原 武夫, 石山 久男, ほか10名						
高等学校	日本史B	日書	1999~2002	171	○	……東海四県の三重大一揆は政府首脳に衝撃を与え、1877（明治10）年に、政府は地租を地価の100分の2.5に引き下げなければならなかつた。一揆に参加した農民たちは、この成果を「竹槍でドンと突き出す二分五厘」とうたつた。
新版 高校日本史B 二訂版						
中村 政則, ほか7名						
高等学校	日本史B	東書	1999~2005	40	○	「 地租改正反対一揆 」大蘇の錦絵左2/3を掲載。 錦絵のキャプションに「地租が地価の2.5%に引き下げられると、「竹やりでどんとつき出す二分五厘」とうたわれた。」
新選日本史B						
尾藤 正英, ほか10名						
高等学校	日本史A	清水	2003~2006	40	○	【新政反対一揆の高揚】…1876年に和歌山・茨城・伊勢（三重県）などに発生した地租改正に反対する一揆はその代表例である。政府は大きな衝撃をうけ、西南戦争直前の緊迫した情勢下で、農民と政府に反発する不平士族が結びつくことを未然に防ぐため、77年1月に地租率を2.5%に引き下げた… ●大蘇の錦絵左1/2を掲載し、「 伊勢暴動 」とタイトルをつける。
高等学校日本史A						
佐々木 寛司, ほか7名						

※各教科書の書誌情報は教科書図書館「教科書データベース」による。

※清水：清水書院、東書：東京書籍、日書：日本書籍、実教：実教出版、山川：山川書房、国書：国書刊行会、第一：第一書房、三省堂：三省堂、原：原書房、自由：自由書院、帝国：帝国書院、柳原：柳原書店、好学：好学社

※竹槍欄の●は「ちょいと」、○は「ドンと」を表す。